
利府町地域防災計画

第3編 津波災害対策編

令和 5年 3月

利府町防災会議

第3編 津波災害対策編

目 次

第1章 津波災害予防対策	1
第1節 総則.....	3
第2節 津波に強いまちの形成.....	5
第3節 海岸保全施設等の災害対策.....	7
第4節 交通施設の災害対策.....	9
第5節 都市の防災対策.....	11
第6節 建築物等の安全化対策.....	13
第7節 ライフライン施設等の予防対策.....	15
第8節 危険物施設等の予防対策.....	17
第9節 防災知識の普及.....	18
第10節 地震・津波防災訓練の実施.....	23
第11節 地域における防災体制.....	26
第12節 ボランティアのコーディネート.....	28
第13節 企業等の防災対策の推進.....	30
第14節 津波調査研究等の推進.....	31
第15節 津波監視体制、伝達体制の整備.....	33
第16節 情報通信網の整備.....	36
第17節 職員の配備体制.....	37
第18節 防災拠点等の整備・充実.....	42
第19節 相互応援体制の整備.....	43
第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備.....	45
第21節 火災予防対策.....	47
第22節 緊急輸送体制の整備.....	49
第23節 避難対策.....	50
第24節 避難受入れ対策.....	55
第25節 食料・飲料水及び生活物資の確保.....	57
第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策.....	59
第27節 複合災害対策.....	60
第28節 災害廃棄物対策.....	61
第2章 津波災害応急対策	63
第1節 情報の収集・伝達.....	65
第2節 災害広報活動.....	72
第3節 防災活動体制.....	74

第4節	相互応援活動.....	80
第5節	災害救助法の適用.....	82
第6節	自衛隊の災害派遣.....	83
第7節	救急・救助活動.....	84
第8節	医療救護活動.....	85
第9節	消火活動.....	86
第10節	交通・輸送活動.....	88
第11節	ヘリコプターの活動.....	90
第12節	避難活動.....	91
第13節	応急仮設住宅等の確保.....	97
第14節	相談活動.....	98
第15節	要配慮者・避難行動要支援者への支援活動.....	99
第16節	愛玩動物の収容対策.....	100
第17節	食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動.....	101
第18節	防疫・保健衛生活動.....	103
第19節	遺体等の捜索・処理・埋葬.....	104
第20節	災害廃棄物処理活動.....	105
第21節	社会秩序の維持活動.....	107
第22節	教育・保育活動.....	108
第23節	防災資機材及び労働力の確保.....	110
第24節	公共土木施設等の応急対策.....	111
第25節	ライフライン施設等の応急復旧.....	114
第26節	危険物施設等の安全確保.....	116
第27節	農林水産業の応急対策.....	117
第28節	二次災害・複合災害防止対策.....	119
第29節	応急公用負担等の実施.....	121
第30節	ボランティア活動.....	122
第31節	海外からの支援の受入れ.....	123

第1章 津波災害予防対策

〈 津波災害対策編の内容について 〉

津波災害は、津波の発生等により、様々な災害が発生するものである。一方、風水害等については、集中豪雨及び台風等が要因となり、河川等の氾濫、ため池の決壊並びに急傾斜地崩壊（がけ崩れ）及び地すべりなどの土砂災害等が発生するものである。

これらの現象は、要因は異なっているものの、現象としては風水害等とおおむね同様の被害ととらえられ、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害復興に関する各段階で取組むべき施策内容は、津波災害と風水害等とはおおむね同様とみなすことができる。

そこで、津波災害対策各編では、風水害等災害対策編と同様の内容となる各節等の詳細については省略し、津波災害対策において特有な施策内容の部分のみを特に掲示する。

なお、省略した内容については、風水害等災害対策編中の表記に関し、例えば「風水害」を「津波」及び「津波災害」、「風水害に対する安全性」を「耐浪性」などとして、必要に応じ読み替えるものとする。

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での津波は、巨大な津波高と広範囲の浸水域、内陸の奥域までの浸水、河川を遡上した津波による氾濫、広範囲にわたる地盤沈下などにより、従前の想定を超えるものであった。

このような津波の発生により、本町を含む県内でも1万人を超える死者・行方不明者の発生、住宅の流失、交通網の断絶、産業の停滞や経済的損失となり、本県沿岸部は甚大な被害を受けている。

さらに、地震発生後の津波警報等の発表状況及び伝達状況、住民等による避難行動の仕方、避難場所が必ずしも身近になかったこと、従前の被害想定やハザードマップより大きな津波であったことも、被害が大きくなった要因と考えられる。

この大津波後10年を経過したが、従前の想定を超えた規模の津波や被害が発生したことを重く受け止め、今後とも以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震及び地震に伴い発生した大津波により、宮城県の沿岸15市町のうち、10市町で災害対応の中心となる市町村庁舎が被災し、そのうち7市町で本庁舎や支所の移転を余儀なくされた。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲に渡ったことから、全国の都道府県、市町村により相互応援協定に基づく被災地に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練等の不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も見られた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が津波の被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

町では、要配慮者について、「災害時要援護者台帳」を作成していたが、要配慮者への支援計画が未策定であったため、在宅者への支援に時間を要するなど、早急な対策を講ずることができなかった。

5 地域防災力の不足

沿岸地域では、従来から一定の津波対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 津波被害の拡大

東日本大震災では、従来の津波ハザードマップで示されていた津波浸水予測を大きく上回り、その外側でも人的被害が発生した。また、過去の経験等から、地震直後に避難しなかった方も多かった。

7 避難指示等の住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、沿岸市町の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえづらかった等、命に関わる津波避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

8 津波からの避難の阻害

東日本大震災では、避難した場所が津波の被害にあった、人が多くて入りきらなかった、救助が来るまでに時間がかかったといった避難場所の問題や、自動車での避難による渋滞で、逃げる途中に津波に巻き込まれたといった避難路上の問題など、津波からの避難において多くの問題が発生した。

第2 基本的考え方

津波から町民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせる地域づくり実現のため、町、県及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、海岸保全施設等の整備といったハード対策と津波からの避難を中心とするソフト対策とを組み合わせた津波災害予防対策を、総力を挙げて講じる。

第3 想定される津波の考え方

1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波 (東北地方太平洋沖地震)

あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波 (宮城県沖地震、昭和三陸地震津波)

人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

3 津波地震や遠地津波等 (明治三陸地震津波、チリ地震津波)

必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対する知識の普及、津波監視体制、伝達体制の整備、及び「発生頻度が高い津波」同様に人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。

本震により海岸保全施設等が被災した場合の復旧の過程において、これらの本災害の後に発生が予想される余震や誘発地震による津波に対しては、被害が大きくなることが予想されることから、注意が必要である。

なお、この計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成しているが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

第2節 津波に強いまちの形成

町は、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・建築物、土木構造物の耐震・耐浪化 ・津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置の計画的確保
上下水道部	上下水道課	・上下水道施設の耐震・不燃化
教育委員会	教育総務課	・教育施設の耐震・耐浪化
総務部	危機対策課	・津波防災地域づくりの推進

第1 津波浸水想定

町は、最大クラスの津波への対策を効率的かつ効果的に講じるため、津波災害のおそれのある区域（浜田・須賀地区）について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査に基づいた津波浸水想定を示した津波ハザードマップを公表する。

第2 津波避難を考慮した土地利用計画・施設配置

町は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）及び避難路・避難階段等の整備など、都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、建築物や公共施設の耐浪化等に努める。

第3 計画相互の有機的な連携

町は、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係部局による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。また、都市計画等を担当する職員に対して、津波ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

第4 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第5 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対応

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

1 津波災害警戒区域に関する対応

町は、津波災害警戒区域の指定のあった場合に、以下の対応を行う。

(1) 地域防災計画での考慮

町は、津波災害警戒区域における、津波警報等及び津波に関する情報の伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

(2) 要配慮者等が利用する施設での対応強化

町は、津波災害警戒区域内において、主として要配慮者が利用する社会福祉施設、医療施設等については、津波発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波警報等及び津波に関する情報の伝達方法を定める。

(3) 住民への周知徹底

町は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 施設所有者又は管理者の取組支援

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

(5) 津波による危険の著しい区域への対応

町は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講じる。

2 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の作成

町は、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努め、必要に応じ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

第6 地震防災緊急事業五箇年計画

県は、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区の地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、第6次地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。

町は、町の津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事業については、その事業に協力する。

第3節 海岸保全施設等の災害対策

従前より整備されてきた海岸保全施設等は、比較的発生頻度の高い津波等を想定してきたものであり、一定の津波高までの被害抑止には効果を発揮してきた。しかし、東日本大震災においては、設計対象の津波高をはるかに超える津波が襲来してきたことから、水位低減、津波到達時間の遅延、海岸線の維持などで一定の効果がみられたものの、海岸保全施設等の多くが被災し、背後地において甚大な津波被害が生じた。

また、水門・陸閘閉鎖に当たった消防団員が数多く犠牲になったという問題も発生している。

しかし、最大クラスの津波に備えて、海岸保全施設等の整備の対象とする津波高を大幅に高くすることは、施設整備に必要な費用、海岸の環境や利用に及ぼす影響などの観点から現実的ではない。

そこで、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、引き続き、一定頻度「数十年から百数十年に一度程度」で発生する津波の高さに対して海岸保全施設等の整備を進める。

町は、県及び防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の整備や維持管理の強化を実施し、津波防災対策の推進を図る。

なお、海岸保全施設等の整備に当たり、東日本大震災での海岸保全施設等そのものの被災も踏まえ、設計対象の津波高を超えた場合でも海岸保全施設等の整備効果が発揮できるような構造物とするよう努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
経済産業部	農林水産課	・海岸保全施設等の整備
都市開発部	危機管理課	・河川管理施設等の整備

第1 海岸保全施設等

海岸保全施設等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第1節「第2 高潮、波浪等災害予防対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 整備計画

町は、復興交付金事業を活用し、浜田漁港については、TP+2.1m（TP：東京湾平均海面）長さ747mの防潮堤を、また須賀漁港については、出入口に防潮水門を設置し、大津波にも対応できる津波防御施設を整備している。

なお、令和2年4月1日から、浜田漁港の陸閘及び須賀漁港の水門において、水門陸閘自動閉鎖システムの整備が完成し、水門や陸閘のゲートを自動で閉鎖することにより、津波からの避難時間を確保し、背後地の安全化を進めている。

また、津波発生時において海岸保全施設より海側から円滑に避難が行えるよう、避難口若しくは避難階段・スロープ等の設置を検討する。なお、避難口を設置する場合は、想定する避難モデルや津波到達までに確保すべき避難時間、防潮堤の高さなど地域毎の状況を踏まえて、十分に配慮する。

第2 河川管理施設

河川管理施設の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第1節「第1 水害予防対策」の定め
に準ずるほか、次の対策を実施する。

1 事業の実施

河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、
安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐
震診断や補強による耐震性の確保を図る。

2 津波遡上の影響の考慮

河川管理者は、河川津波対策として、津波遡上の影響を考慮した堤防の高さを確保すること
により、施設計画上の津波の遡上・流下に伴う氾濫防止を図る。

第3 漁港等の施設の耐津波強化

町は、漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、地震により施設
が被災し、津波に対して十分な防御機能を発揮できない事態が生じないように、耐震診断や補強に
よる耐震性及び耐津波性能の確保を図る。

第4 道路盛土等の活用

道路管理者は、沿岸低平地において、内陸への浸水を低減し、多重防御の機能を有した高盛土道
路の整備を図る。

第4節 交通施設の災害対策

道路、漁港等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、道路、漁港等の交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による、安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	施設管理課、都市整備課	・道路施設等災害防止対策
経済産業部	農林水産課	・漁港施設の整備
総務部	危機対策課	・避難路・避難階段の整備

第1 道路施設

道路施設の災害対策は、風水害等災害対策編 第2章 第22節「第5 道路災害予防対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、地震・津波災害対策上必要とする道路施設については、五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

(3) 避難路の安全対策

避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性を確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。

(4) 信頼性の高い道路網の形成

緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信

頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(5) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、国、県及び沿岸市町との情報の共有化を図る。

第2 漁港施設

町は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を図る。

第5節 都市の防災対策

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災（地震・津波）など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

また、津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市施設の整備を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・ 土地区画整理事業の推進 ・ 公園施設の整備
総務部	危機対策課	・ 津波避難施設等の整備
経済産業部	農林水産課	・ 臨海部（漁港）の津波対策

第1 市街地再開発事業等の推進

1 低層木造建築物等密集市街地対策の推進

町は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

2 既存建築物の耐震化の推進

町は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的に行う。

第2 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業等の推進は、風水害等災害対策編 第2章 第2節「第2 土地区画整理事業の推進」の定めに従う。

第3 都市公園施設

都市公園施設の対策は、風水害等災害対策編 第2章 第2節「第3 都市公園施設」の定めに従う。

第4 津波避難を考慮した都市施設の整備

1 津波避難施設等の整備

町は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難路、避難階段、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等を行う。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

2 特に配慮を用する施設の立地誘導

町は、行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

第5 臨海部の津波対策

町は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、浜田・須賀地区の漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、県及び関係機関との連携の下、海岸保全施設等の統合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取り組みを進める。

第6節 建築物等の安全化対策

津波に強いまちづくりを進めるために、公共建築物、一般建築物の耐震性、不燃性、耐浪性の確保に努めるとともに、津波に対する安全性を一層高める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
企画部	財務課	・ 町有建築物の耐浪化対策
教育委員会	教育総務課	・ 教育施設の耐浪化対策
保健福祉部	子ども支援課	・ 保育施設の耐浪化対策
総務部	危機対策課	・ 一般建築物耐浪化対策の啓発、指導、助言

第1 公共建築物

公共建築物の安全化対策は、地震災害対策編 第1章 第7節 「第1 公共建築物」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 特に配慮を要する施設の防災拠点化

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るが、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合、町及び施設管理者は、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄等により施設の防災拠点化を図る。

第2 一般建築物

一般建築物の耐震化対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節 「建築物等の予防対策」、地震災害対策編 第1章 第7節 「第2 一般建築物」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 建築物の耐浪性の確保

やむを得ず津波による被災の危険性の高い箇所に立地する場合は、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の耐浪性の確保に努める。

第3 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策

特殊建築物・建築設備等の維持保全対策の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節 第1 「4 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

第4 ブロック塀等の安全対策

町は、町内の通学路及び避難道路沿い等のブロック塀を対象に、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、倒壊のおそれのあるものに対しては、除去工事費の助成を活用して安全対策の推進を図る。

また、通学路及び避難道路沿いの住民や建築物の所有者等は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。

第5 落下物防止対策

1 調査及び改善指導

窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、町は、調査と改善指導に努める。

2 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

第6 建物内の安全対策

町は、住民等に対し家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第7 高層建築物における安全対策

エレベーターを設置している施設の管理者は、地震発生時のエレベーターの閉じ込め被害を防止するため、地震時管制運転装置の設置等エレベーターにおける閉じ込め防止対策の推進に努めるとともに、揺れや停電によりエレベーターが停止し、閉じ込められた場合の復旧方策について、情報の共有化など関係団体等と連携し対策を進める。

第8 津波災害特別警戒区域の建築物の安全対策

町は、町内の沿岸部に対して津波災害特別警戒区域の指定のあったときは、区域内において、津波から逃げるのが困難な避難行動要支援者が利用する施設の建築について、津波が襲来した場合であっても倒壊を防ぐとともに、居室の床面の高さが津波の水深以上となるように制限するなど、施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

なお、津波災害特別警戒区域の指定がない場合においても、津波による危険の著しい区域については、災害廃棄物の発生を抑制するため、浸水対策、鉄筋コンクリート造等の堅ろうな建築物とする等の建築物の耐浪化等に努める。

第9 文化財の防災対策

文化財の防災対策の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第3節 第1「5 文化財の防災対策」の定めに基づき、

第7節 ライフライン施設等の予防対策

大規模地震・津波の発生により町民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油、石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、町民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模地震が発生した場合の被害想定を行いその想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
上下水道部	上下水道課	・水道施設の安全性の向上対策 ・下水道施設の安全性の向上対策
総務部	危機対策課	・ライフライン事業者（電力施設、ガス施設、 電信・電話施設）との災害時の連絡調整体制 の整備
町民生活部	生活環境課	・廃棄物処理施設の災害予防対策

第1 水道施設

水道施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第1 水道施設」の定めに基づき、
るほか、次の対策を実施する。

- 1 水道施設の整備においては、耐震性の確保のほか耐浪性の確保に努める。また、津波に対しては、特に、医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。

第2 下水道施設

下水道施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第3 下水道施設」の定めに基づき、
準ずる他、次の対策を実施する。

- 1 下水道施設の整備においては、耐震性の確保のほか耐浪性の確保に努める。

第3 電力施設

電力施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第4 電力施設」の定めに基づき、
る。

第4 ガス施設

ガス施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第5 ガス施設」の定めに基づき、
る。

第5 電信・電話施設

電信・電話施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第6 電信・電話施設」の定めに基づる。

第6 共同溝・電線共同溝の整備

共同溝・電線共同溝の整備の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第7 共同溝・電線共同溝の整備」の定めに基づる。

第7 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第4節「第8 廃棄物処理施設」の定めに基づる。

第8節 危険物施設等の予防対策

震災時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、消防機関等は、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震・津波対策と防災教育や防災訓練の積極的実施を推進する。また、各危険物施設や護岸等の耐震性能の向上、緩衝地帯の整備を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・危険物等災害の情報収集・伝達、応急活動体制の整備
(消防本部)		・危険物等災害の保安体制の充実・強化・指導

危険物施設の予防対策は、風水害等災害対策編 第2章 第22節「第3 危険物等災害予防対策」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

第1 各施設の予防対策

各施設管理者は、緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置について検討するとともに、応急措置又は代替措置により、機能を速やかに回復することができるように計画を策定する。

また、大容量泡放射システム運搬車両の確保や、運搬経路の複数化、地震発生時の活動や防災組織との連携、周辺住民の避難対策等について検討を行う。

【資料 2-35】 危険物貯蔵取扱施設一覧

第9節 防災知識の普及

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より、地震に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、町、県、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与えるなど、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら地域の地震・津波災害、水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・ 防災知識の普及、徹底 ・ 防災指導員の養成
	総務課	・ 災害教訓の伝承
教育委員会	教育総務課	・ 学校等教育機関における防災教育
	生涯学習課	・ 社会教育施設の防災知識の普及、徹底
保健福祉部	地域福祉課	・ 要配慮者への防災知識の普及、徹底
	健康推進課	・ 「暴力は許されない」意識の普及、徹底
	新型コロナウイルス対策室	
	子ども支援課	・ 保育所等における防災教育

第1 防災知識の普及・徹底

防災知識の普及、徹底は、風水害等災害対策編 第2章 第5節 「第1 防災知識の普及、徹底」の定めに準ずるほか、次の防災知識普及、徹底を図る。

1 町職員への防災知識の普及

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合及び緊急地震速報を見聞きした時に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭及び地域における防災対策

2 住民への防災知識の普及

(1) 防災関連行事の実施

- 1) 東日本大震災発生日の位置づけ検討

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震への備えを普及・啓発するため、その発生日(3

月11日)の位置づけについて検討する。

(2) 普及・啓発の実施

1) 津波の危険性等の周知

町は、防災関係機関と連携し、住民等に対し、津波による人的被害を軽減する方策は、避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報等や避難指示等の意味と内容のほか、津波災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

2) 住民等への普及・啓発事項

町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等）、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- (1) 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- (5) 災害危険性に関する情報
 - 1) 各地域における避難対象地区
 - 2) 孤立する可能性のある地域内集落 など
- (6) 避難行動に関する知識
 - 1) 宮城県の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があること
 - 2) 強い揺れを感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - 3) 大津波警報、津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
 - 4) 「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」（以下「津波フラッグ」という。）は海水浴場等で、津波警報等が発表されたことを知らせる避難の合図であること（津波警報等の視覚的な伝達）
 - 5) 海水浴場や海岸付近で、津波フラッグを見かけたら、速やかに避難すること
 - 6) 海岸保全施設等より海側にいる人は津波注意報でも避難すること
 - 7) 避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - 8) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - 9) 津波が河川を遡上すること
 - 10) 津波は長時間継続するので、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまでは、避難行動を続けること。自己判断をしない
 - 11) 津波の規模によっては、2次的、3次的な避難行動を行うこと
 - 12) 指定緊急避難場所への移動が危険を伴う場合の「可能な限り高く安全な場所」への避難
 - 13) 各地域における災害種別毎の避難場所及び避難路に関する知識
 - 14) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - 15) 各地域における避難指示等の伝達方法 など

- (7) 津波の特性に関する情報
 - 1) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
 - 2) 第一波が最大とは限らないこと
 - 3) 津波は繰り返し襲ってくること
 - 4) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
 - 5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 など
- (8) 津波に関する想定・予測の不確実性
 - 1) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - 2) 大津波警報や津波警報は、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震の場合に津波の高さを「巨大」、「高い」と定性的な表現になること
 - 3) 津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること
 - 4) 指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ること
 - 5) 津波は地形に影響されるため津波高や浸水域が変わってくること など
- (9) 家庭内での予防・安全対策
 - 1) 「最低3日間、推奨1週間」の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄
 - 2) 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
 - 3) 自動車へのこまめな満タン給油
 - 4) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - 5) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
 - 6) 保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - 7) 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など
- (10) 災害時にとるべき行動
 - 1) 近隣の人々と協力して行う救助活動
 - 2) 自動車運行の自粛
 - 3) その他津波警報等の発表時や避難指示等の発令時、後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき行動
 - 4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること。
 - 5) 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所等での行動 など
- (11) その他
 - 1) 正確な情報入手の方法
 - 2) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - 3) 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」
 - 4) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - 5) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - 6) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など

3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及

- (1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- (2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震・津波災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。
 - 1) 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。
 - 2) 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。
 - 3) 特に宮城海上保安部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。
- (3) 船舶への防災知識の普及
町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - 1) 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下、「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
 - 2) 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - 3) 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、直ちに陸上の避難場所へ避難すること。

4 津波によって浸水が予想される地域での防災知識の普及

(1) 津波ハザードマップの整備

1) 津波ハザードマップの作成・周知

町は、津波によって浸水が予想される地域として津波浸水想定を設定するとともに、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

なお、津波ハザードマップを作成するにあたっては、住民等の生活範囲などを考慮した市町村界の外側を含めた地図情報等の表示や基準配色を使用した浸水深の表示など「水害ハザードマップ作成の手引き」（H28.4国土交通省）を参考に作成する。

2) ハザードマップの有効活用

町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における津波ハザードマップの活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努める。

(2) 日常生活の中での情報揭示

1) 円滑な避難を支援するための情報揭示

町は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取り組みを行う。

2) 浸水高等を示す場合の留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(3) 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

町は、観光地、観光施設、海水浴場、釣りスポット、鉄道駅といった観光客等の一時滞在者

が多く見込まれる箇所や、津波による浸水が予想される地域内を通行する車両の多い道路の沿道等において、津波浸水域や浸水高、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

第2 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、風水害等災害対策編 第2章 第5節「第2 学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第3 町民の取組

町民の取組は、風水害等災害対策編 第2章 第5節「第3 町民の取組」の定めに準ずる。

第4 防災指導員の養成

防災指導員の養成は、風水害等災害対策編 第2章 第5節「第4 防災指導員の養成」の定めに準ずる。

第5 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、風水害等災害対策編 第2章 第5節「第5 災害教訓の伝承」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 津波浸水表示板の設置

実物大の津波ハザードマップとして地域住民のみならず地元の地理に不案内な観光客への津波防災意識の啓発及び被災事実の後世への伝承のため、津波浸水表示板を設置する。

第10節 地震・津波防災訓練の実施

町は、地震発生時に県、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として防災訓練を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・防災訓練の実施とフィードバック ・通信関係機関の非常通信訓練
教育委員会	教育総務課	・学校等の防災訓練
	生涯学習課	・社会教育施設の防災訓練
保健福祉部	子ども支援課	・保育所等における防災訓練
(事業所等)		・防災用資機材の操作方法等の防災訓練

第1 防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、風水害等災害対策編 第2章 第6節「第1 防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 具体的かつ実践的な内容

町は、津波災害を想定した訓練の実施に当たり、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第2 町の防災訓練

町の防災訓練は、風水害等災害対策編 第2章 第6節「第2 町の防災訓練」の定めに準ずる。

第3 通信関係機関の非常通信訓練

通信関係機関の非常通信訓練は、風水害等災害対策編 第2章 第6節「第3 通信関係機関の非常通信訓練」の定めに準ずる。

第4 学校等の防災訓練

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する学校等は、大津波警報、津波警報の発表を想定し、浸水が予想される地域の外側、若しくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を実施する。
- 2 校内外活動（自然体験学習、校外学習を含む）等で海浜部を利用する場合は、事前に津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。
- 3 津波災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 4 避難訓練を実施する際には、障がいのある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 5 津波によって浸水が予想される地域以外の学校等も含め、大津波警報、津波警報の発表の際、学校等が指定緊急避難場所や指定避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所開設・運営訓練を実施する。

第5 企業等の防災訓練

企業等の防災訓練は、風水害等災害対策編 第2章 第6節「第5 企業等の防災訓練」の定め
に準ずる他、次の対策を実施する。

- 1 津波によって浸水が予想される地域に所在する企業は、大津波警報、津波警報発表を想定し、
浸水が予想される地域の外側、もしくは津波避難ビル等、津波に対し安全な場所への避難訓練を
実施する。
- 2 企業等の施設等が津波避難ビル等として指定されている場合は、大津波警報、津波警報発表の
際に指定緊急避難場所となることを想定し、避難者の受入れ等の訓練等を実施する。

第6 訓練及び普及内容

町は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参
加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

<考えられる訓練内容>

1 津波警報等、津波情報等の収集、伝達
初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範 囲の確認、住民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。
2 津波避難訓練
避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや 避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短 距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては民有地等に避難する必 要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により 街灯等の確認も必要である。
3 津波防災施設操作訓練
(1) 誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 (2) 津波予想到達時間内に操作完了が可能か。 (3) 地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実起こり 得る想定の中で訓練を実施する。
4 津波監視訓練
高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津 波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を 実施する。

1 一般住民に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときは、避難対象地域に所在している場合、直ちに指定された避難場所へ避難する。
- (4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。
- (5) 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

2 船舶に対する内容

- (1) 強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来るおそれがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
- (2) 津波警報等が発表された場合、以下の対応を基本とした避難行動をとること。なお、沿岸市町とあらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。
 - 1) 沖合で航行・操業中に津波警報等が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域（以下、「沖」という。）へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する等、人命を最優先に対処する。
 - 2) 沖へ退避した船舶は、津波警報等が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
 - 3) 港内で作業中（係留中）に津波警報等が発表されたら、増し舳いを取る等、可能な流出防止措置を講じて直ちに陸上の避難場所へ避難すること。
 - 4) 津波は繰り返し襲来し、第一波より後からの波の方が高くなることがあるので、津波警報等が解除され安全になるまで避難行動を止めない。

第11節 地域における防災体制

大規模な地震・津波が発生した場合の被害の拡大を防ぐためには、地域住民、事業所等が連携し迅速かつ確かな行動をとることが不可欠である。このため、町及び防災関係機関は、地域住民及び事業所における自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成や多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・自主防災組織の育成・指導
町民生活部	生活環境課	・自主防災組織の育成・指導
(自主防災組織)		・平常時の活動体制の整備 ・災害発生時の活動体制の整備
(住民) (事業所)		・地区内の防災活動体制の推進

第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、風水害等災害対策編 第2章 第7節「第1 地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

【資料 2-11】自主防災組織設置要綱

【資料 2-12】自主防災組織の現況

【資料 2-13】補助金交付要綱

第2 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、風水害等災害対策編 第2章 第7節「第2 自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

第3 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、風水害等災害対策編 第2章 第7節「第3 自主防災組織の活動」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 避難の実施

町長又は警察官若しくは海上保安官等から避難の指示等が行われた場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

(1) 避難誘導責任者は、職員、消防職員、消防団、交通指導隊とし、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- 1) 市街地……………火災、落下物、危険物
- 2) 山間部、起伏の多いところ……………がけ崩れ、地すべり
- 3) 海岸地域……………津波
- 4) 河川……………津波、決壊・氾濫

- (2) 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度とする（タオル、着替え、薬 等）。
- (3) 避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、風水害等災害対策編 第2章 第7節「第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」の定めに従う。

第12節 ボランティアのコーディネート

東日本大震災や近年の各種災害では、ボランティアの救援活動等が大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	・災害ボランティア活動の町の活動支援
(利府町社会福祉協議会)		・災害ボランティア活動の環境整備 ・一般ボランティアのコーディネート体制の整備

第1 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

生活支援に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ・炊き出し、食料等の配布 ・救援物資等の仕分け、輸送 ・高齢者、障がい者等の介護補助 ・泥かき、がれき整理等の清掃活動 ・その他被災地での軽作業
専門的な知識を要する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所等での医療、看護、保健予防 ・被災建築物の応急危険度判定 ・被災宅地の危険度判定 ・外国人のための通訳 ・被災者のメンタルヘルスケア ・高齢者、障がい者等への介護 ・アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ・公共土木施設の調査等 ・IT機器を利用した情報の受発信 ・その他専門的な技術・知識が必要な業務

第2 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の環境整備は、風水害等災害対策編 第2章 第8節「第2 災害ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

第3 専門ボランティアの活用

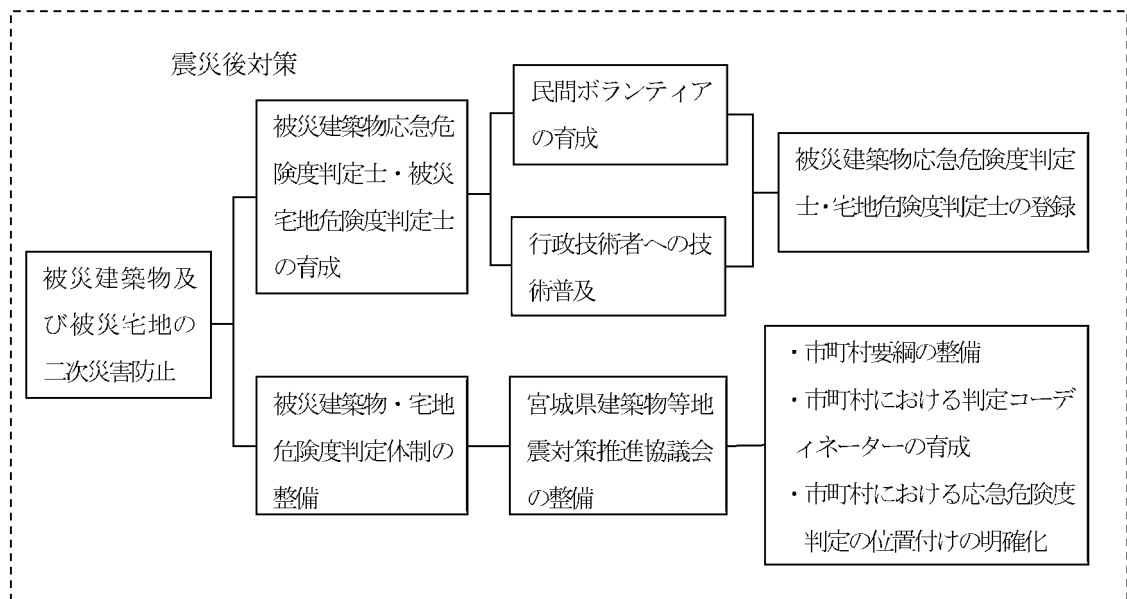
専門ボランティアの活用は、風水害等災害対策編 第2章 第8節「第3 専門ボランティアの活用」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の地震などによる二次災害の防止を目的として、その危険性を判定する。

町は、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動をとおり、町要綱整備及び判定コーディネーターの育成等に努める。

宮城県建築物等地震防災総合対策フロー(部分)



第4 一般ボランティアのコーディネート体制

一般ボランティアのコーディネートは、風水害等災害対策編 第2章 第8節「第4 一般ボランティアのコーディネート体制」の定めに基づき、

第13節 企業等の防災対策の推進

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・企業防災の取り組み支援 ・避難確保計画作成の助言及び指導
保健福祉部	地域福祉課 新型コロナウイルス対策室	・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施等支援
経済産業部 (事業者)	商工観光課	・業務継続計画（BCP）を策定支援 ・事業継続上の取り組みの実施
(要配慮者利用施設)		・避難確保計画の作成、浸水防止対策、避難訓練の実施

第1 企業等の役割

企業等の役割は、風水害等災害対策編 第2章 第9節「第1 企業等の役割」の定めに準ずる。

第2 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、風水害等災害対策編 第2章 第9節「第2 企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第14節 津波調査研究等の推進

地震・津波に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、町は、県や研究機関等と連携し、総合的に推進する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・津波調査研究等の推進

第1 県における調査

1 地震地盤図の作成（昭和54～58年度）

2 地震被害想定調査等の実施

- (1) 第一次地震被害想定調査（昭和59～61年度）
- (2) 第二次地震被害想定調査（平成7～8年度）
- (3) 第三次地震被害想定調査（平成14～15年度）
- (4) 第四次地震被害想定調査（平成22～23年度 東日本大震災の発生により中止）
- (5) 第五次地震被害想定調査 令和3年度から実施中

3 津波被害想定調査の実施

- (1) 津波被害想定調査（昭和59～61年度）
- (2) 津波浸水域予測図の作成（平成14～15年度）

4 主要活断層の調査

- (1) 長町～利府線断層帯（平成7～12年度）
- (2) 仙台平野南部地域地下構造調査（平成14～16年度）

第2 調査研究の連携強化

津波対策として、平成15年に発足した宮城県津波対策連絡協議会などを中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の津波防災力の向上を図る。

第3 津波監視システムの整備

町は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

第4 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は市町に報告するよう努める。

町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

第5 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町は、県と協力し、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第15節 津波監視体制、伝達体制の整備

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。また、三陸沿岸地域においては、県を通じて他県との調整を行い、県境を越えた情報連絡・提供などの連携に努める。

このため、町は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・津波の観測・監視体制の整備 ・津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

第1 津波の観測・監視体制の整備

1 津波観測機器の維持・整備

仙台管区気象台では、地震及び震度観測点や津波観測施設等の整備を行い、観測結果に基づく迅速な津波警報等並びに津波情報の発表及び伝達に努める。

(津波警報等の種類については、第2章 第1節「第2 地震・津波情報」を参照のこと)

町は、津波襲来の直前監視を行うため、潮位計、水圧計、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の維持・整備に努める。

2 観測情報の共有化

町、県及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

3 伝達体制の整備

東北地方整備局は、GPS波浪計の沖合波浪観測情報を速やかに関係地方公共団体等へ伝達できる体制の整備を推進する。

第2 避難指示等の伝達体制の整備

1 避難指示等の発令基準の設定

(1) 発令基準の策定・見直し

町は、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。

また、町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(2) 発令基準策定の支援要請

町は、必要に応じて、県に発令基準の策定や見直しについて支援を要請する。

(3) 伝達体制の整備

町は、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。

(4) 国又は県に対する助言の要請

町は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

2 伝達手段の堅牢化及び多重化・多様化

(1) 多様な情報伝達手段の確保

町は、さまざまな環境下にある職員や住民等に対し、津波警報等の伝達手段として、防災行政無線の整備を促進し、耐震化、停電対策、燃料切れへの備え等の堅牢化を図るとともに、サイレン、広報車、津波フラッグのほか、関係事業者の協力を得ながら、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等、多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

(2) 確実な伝達方法の確保

町は、気象庁からの津波警報等及び津波地震情報等の迅速かつ確実な受信のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）等を整備すると共に、防災行政無線との自動起動を推進する。

また、町は、障害に強い伝達体制の整備と併せ、いわゆるプッシュ型の情報伝達も充実させるとともに、雑音に強い高品質な音声での通話・放送が可能となるようデジタル化を推進する。

(3) 自動車運転者対策

町は、走行中の自動車に対し、津波警報等・津波情報の発表状況、浸水想定区域、交通規制や迂回路、避難場所等に関する情報を伝達する手段として、カーラジオ、カーテレビ、カーナビゲーションシステム等の車載機器を活用した方策を検討する。

(4) 海域海岸利用者対策

町は、海域海岸利用者に対し、防災行政無線やサイレンが聞こえにくい場合に備え、色や光等視覚的に危険が迫っていることを伝達できる手段として津波フラッグの普及に努める。

(5) 要配慮者対応

町は、字幕放送や手話放送、多言語放送等に加え、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者が災害時に安全を確保し、必要な情報を入手し得る方策について、十分検討を行うよう努める。

3 伝達内容の検討

町は、津波警報等、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、避難指示等を命令口調で伝えるなど避難の必要性や切迫性を強く訴える表現方法や内容、予想を超える事態に直面した時への対処方法等についてあらかじめ検討する。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に十分配慮する。

4 多様な条件下の考慮

町は、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

5 津波地震や遠地地震の考慮

町は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、災害発生時刻によらず、大津波警報、津波警報、津波注意報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

第3 役割・責任等の明確化

町は、庁内各部署及び消防本部、消防団等の相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

第16節 情報通信網の整備

大規模震災時・津波発生時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのICT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化・耐浪化や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

このため、町は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・災害通信網の整備
	総務課	・大容量データ処理への対応
(消防本部)		・災害通信網の整備

第1 町における災害通信網の整備

町における災害通信網の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第10節「第1 町における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

【資料 2-14】 利府町防災行政無線通信施設

【資料 2-15】 利府町防災行政用無線局運用管理規定

第2 消防本部における災害通信網の整備

消防本部における災害通信網の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第10節「第2 消防本部における災害通信網の整備」の定めに準ずる。

第17節 職員の配備体制

町は、地震・津波による災害時には、迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。

このため、平常時から各組織の配備・動員計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・災害対策活動体制の整備 ・防災担当職員の育成
	総務課	・職員の動員配備
全部・局・教育委員会		・業務継続体制・計画（BCP）の整備
（消防本部）		・災害通信網の整備

第1 町の配備体制

町は、町域において震度4以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。

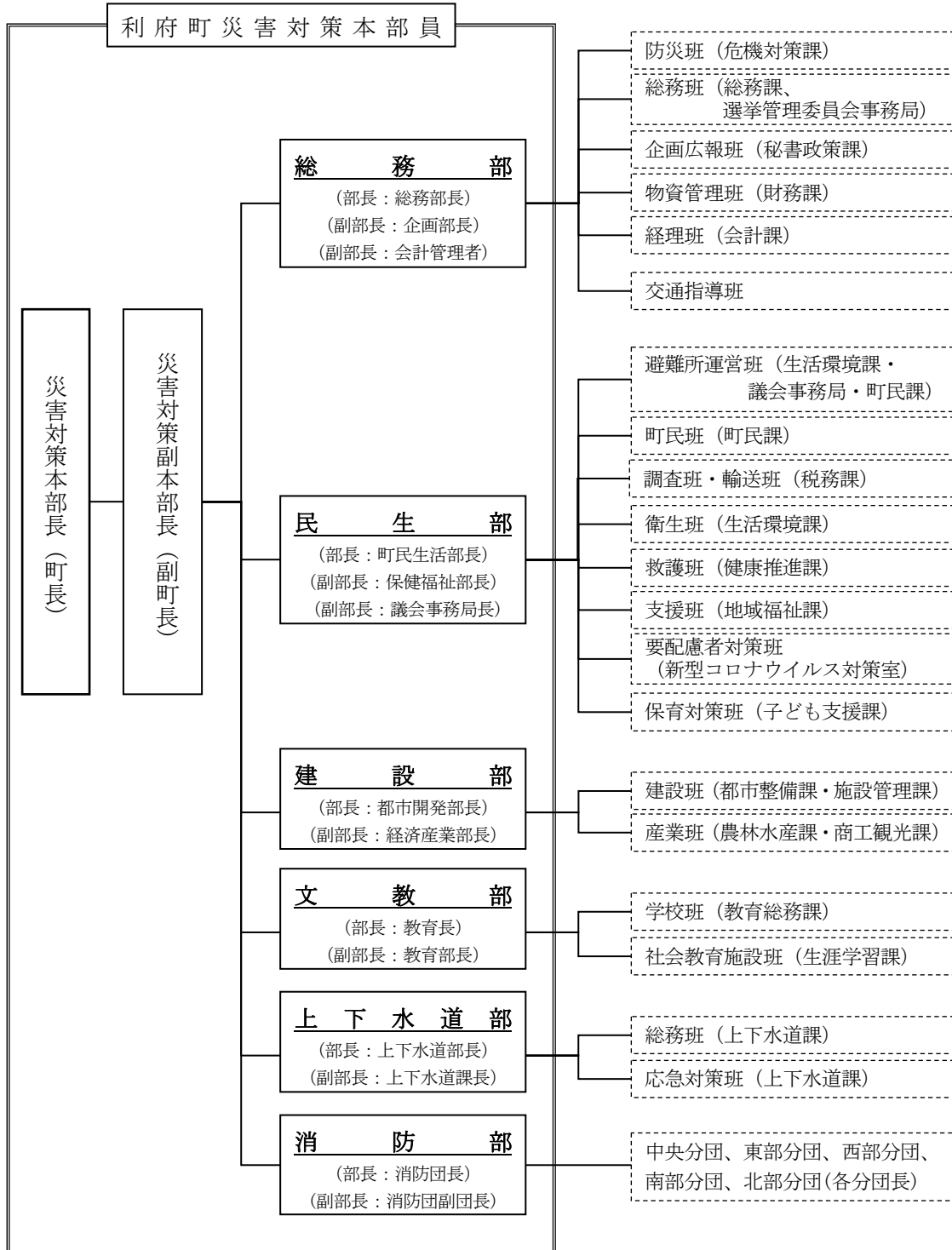
また、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときには、町災害対策本部を自動的に設置する。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

1 災害対策本部

(1) 災害対策本部の組織

利府町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織は、「利府町災害対策本部条例」に基づき運用する。

利府町災害対策本部



利府町災害対策本部の組織概要

(2) 指揮命令系統

町長が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副町長が指揮を執る。ただしそれも困難な場合には総務部長とする。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、町内に相当規模以上の災害時において、町長が必要と認めたとときに設置(ただし、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき又は町内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する)し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が完了したとき町長が認めたとときに廃止する。そのために、平常時から、町長が必要と認めたと場合の指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに県及び関係機関、町民等に報告、周知する。

(4) 設置場所等

警戒本部及び災害対策本部の設置場所は本庁舎2階会議室とし、本庁舎が被害を受け使用できなくなった場合の代替庁舎の設置場所は、利府町文化交流センター「リフノス」とする。

(5) 災害対策本部の運営

町長は、次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

1) 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部長員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策に関する重要事項について協議決定する。

2) 部

災害対策本部各部は、町における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

3) 現地災害対策本部

町長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、現地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

2 警戒本部・特別警戒本部等

(1) 警戒本部

総務部長は、町内で震度4を観測したときに警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(2) 特別警戒本部

副町長は、震度5弱若しくは震度5強を観測したとき、又は津波警報が発表されたときに特別警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(3) 水防本部

町長は、水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定に基づき定めた水防計画により、洪水、津波又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするための水防本部を設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

3 町職員の動員配備

(1) 配備体制

町職員の配備体制は、「利府町災害対策本部運営要綱」に定めるところによる。また、町長は、大規模災害における災害対応等の教訓を踏まえた体制整備を図る。

(2) 夜間・休日等における体制

町は、休日、夜間等勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び防災担当課職員の参集手段について定め、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

また、夜間、休日等の勤務時間外において自然災害等が発生した場合に、情報収集及び初動対応を迅速かつ的確に行うための危機管理当直員を配置する。

(3) 伝達系統

職員の非常招集の概要は、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。

(4) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各課の分掌事務に応じて作成された配備編成計画による。また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、災害対策本部の初動体制の構築を図る。

4 大規模災害発生時の県からの職員派遣

震度6弱以上を観測する地震又はそれに相当する大規模な災害が発生した場合は、県から災害対策支援のため、以下の職員が派遣される場合がある。町は、当該職員の派遣・受入れについて、事前に連絡体制や受入体制の構築を図る。

(1) 初動派遣職員

町が大規模な災害を被り災害対策支援が必要な場合、被害状況及び応急対策の実施状況等に関する情報（人命救助、人的・物的被害、指定避難所設置、必要な物資等に係る現状及び要望等）を収集し、町職員に代わって宮城県総合防災情報システム（MIDORI）、防災FAX（市町村被害状況報告要領に基づく報告様式）又は持参した衛星携帯電話により、県地方支部に報告する。

(2) 災害対策本部会議連絡員の派遣

本町において災害対策本部が設置された場合、町本部会議の内容等について情報収集を行う職員を派遣する。

(3) 災害応援従事職員の派遣

町長が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第68条の規定に基づき応援を要求した場合、県は、災害応援従事職員を派遣する。

5 災害復旧（復興）対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと町長が認め、災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧（復興）対策を円滑かつ適切に推進するため、町復旧（復興）対策本部を設置する。

町復旧（復興）対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第2 防災関係機関等の配備体制

防災関係機関等の配備体制は、風水害等災害対策編 第2章 第11節「第2 防災関係機関等の配備体制」の定めに準ずる。

第3 防災担当職員の育成

防災担当職員の育成は、風水害等災害対策編 第2章 第11節「第3 防災担当職員の育成」の定めに準ずる。

第4 人材確保対策

人材確保対策は、風水害等災害対策編 第2章 第11節「第4 人材確保対策」の定めに準ずる。

第5 感染症対策

感染症対策は、風水害等災害対策編 第2章 第11節「第5 感染症対策」の定めに準ずる。

第6 マニュアルの作成

マニュアルの作成は、風水害等災害対策編 第2章 第11節「第6 応急活動のためのマニュアルの作成」の定めに準ずる。

第7 業務継続計画(BCP)

業務継続計画(BCP)は、風水害等災害対策編 第2章 第11節「第7 業務継続計画(BCP)」の定めに準ずる。

【資料 2-16】 利府町BCP の重要6 要素

第18節 防災拠点等の整備・充実

津波災害時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災拠点と関連付けて整備・充実を図る。

なお、防災活動拠点等の設置場所について、被害軽減の観点から、津波浸水想定区域から外す、あるいは改めて設置場所の見直しの検討を行う。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・臨時ヘリポートの整備 ・防災用資機材等の整備・充実
企画部	財務課	・庁舎（防災拠点）等の整備
(消防本部)		・臨時ヘリポートの整備

第1 防災拠点の整備及び連携

防災拠点の整備及び連携は、風水害等災害対策編 第2章 第12節「第1 防災拠点の整備及び連携」の定めに基づき、

第2 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、風水害等災害対策編 第2章 第12節「第2 防災拠点機能の確保・充実」の定めに基づき、

第3 ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、風水害等災害対策編 第2章 第12節「第3 ヘリポートの整備」の定めに基づき、

第4 防災資機材等の整備・充実

防災資機材等の整備・充実は、風水害等災害対策編 第2章 第12節「第4 防災資機材等の整備・充実」の定めに基づき、

第5 防災用資機材の確保対策

防災用資機材の確保対策は、風水害等災害対策編 第2章 第12節「第5 防災用資機材の確保対策」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 救助用重機等の確保対策

町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助に建設用大型重機が必要となるため、災害時におけるこれら大型重機の確保に努める。また、津波災害においては、水没している地域の人命検索活動や孤立している住民の救助活動にボートが必要となることから、これらの確保に努める。

第19節 相互応援体制の整備

大規模津波災害時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速、かつ、的確な防災対策を実施するため、町は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図り、その実効性の確保に留意する。

なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ体制の整備 ・相互応援協定の締結等 ・受援体制の整備
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> ・消防相互応援体制等の整備

第1 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第1 相互応援体制の整備」の定めに準ずる。

第2 町の応援協定

町の応援協定は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第2 町の応援協定」の定めに準ずる。

【資料 2-17】 相互応援協定等

第3 消防機関における消防相互応援体制等の整備

消防機関における消防相互応援体制等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第3 消防機関における消防相互応援体制等の整備」の定めに準ずる。

第4 相互応援体制の強化充実

相互応援体制の強化充実は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第4 相互応援体制の強化充実」の定めに準ずる。

第5 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第5 非常時連絡体制の確保」の定めに準ずる。

第6 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第6 資機材及び施設等の相互利用」の定めに準ずる。

第7 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第7 救援活動拠点の確保」の定めに基づき、

第8 関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、風水害等災害対策編 第2章 第13節「第8 関係団体との連携強化」の定めに基づき、

第20節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

大規模地震・津波災害時には、同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求されることから、町は医療関係機関等と緊密な連携を図りながら、町民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
保健福祉部	健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護活動体制の整備 ・医療救護体制に係る情報連絡体制の整備 ・医薬品、医療資機材の整備 ・医療救護活動に係わる研修や訓練の実施
	地域福祉課 新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉支援体制の整備
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の医療機関への搬送体制の整備

第1 町の救護活動体制の整備

町の救護活動体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第1 町の救護活動体制の整備」の定めに準ずる。

【資料 2-18】 救護所の設置場所

【資料 2-19】 医療機関等の状況

第2 災害時後方医療体制

災害時後方医療体制は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第2 災害時後方医療体制」の定めに準ずる。

【資料 2-20】 拠点病院の位置図

第3 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第3 在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第4 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備

医療救護体制に係る情報連絡体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第4 医療救護体制に係る情報連絡体制の整備」の定めに準ずる。

第5 医薬品、医療資機材の整備

医薬品、医療資機材の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第5 医薬品、医療資機材の整備」の定めに準ずる。

第6 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施

医療救護活動に係わる研修や訓練の実施は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第6 医療救護活動に係わる研修や訓練の実施」の定めに準ずる。

第7 心のケアの専門職からなるチームの整備

心のケアの専門職からなるチームの整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第7 心のケアの専門職からなるチームの整備」の定めに準ずる。

第8 福祉支援体制の整備

福祉支援体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第14節「第8 福祉支援体制の整備」の定めに準ずる。

第21節 火災予防対策

地震・津波に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想されるとともに、津波発生時には、海上に流れ出た油や、引火して流れる家やがれき、車などにより、広く延焼し、大規模災害になる可能性が高い。地震により発生する火災は、津波からの迅速な避難の支障となることから、町及び及び消防本部は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるとともに、津波発生時の引火に対する予防対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	・火災の情報収集・伝達、応急活動体制の整備
(消防本部)		・火災の防災活動の推進
(消防団)		・消防団の育成

第1 地震による出火防止、火災予防の徹底

地震による出火防止、火災予防の徹底は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 第1 火災予防対策 「2 防災活動の促進」、「6 火災予防措置」の定めに準ずる。

【資料 2-32】 婦人防火クラブ連合会

第2 津波による出火防止、火災予防の徹底

1 津波による火災予防対策の指導

津波発生時の火災は、津波により建築物や自動車、船舶などが押し流され、大量の漂流物が発生し、石油貯蔵タンクからの漏洩油や高圧ガス設備の爆発等から、それらの漂流物に引火し、延焼することが、主な要因と考えられる。

町は、県と連携し、石油貯蔵施設や高圧ガス施設の耐浪化や、津波災害時の石油、ガス等の漏洩防止を図るため、関連施設において、津波被災時における浸水対策、津波到達前の緊急停止措置、貯蔵タンク等の緊急遮断弁の設置、容器やローリーの事業所外への流出防止策等について検討するよう指導を行う。

2 津波による被害発生時への備え

高圧ガス施設管理者は、事業所内の高圧ガス設備等が津波により破損、流出し、ガスが漏洩した場合等の被害を想定し、周辺自治体等に情報を提供するよう努める。

また、機器等が正常に作動しなくなった場合でも高圧ガス設備を安全な状態にすること、配管が損傷してもガスの大量漏洩を防止することに配慮し、そのための設備的な対応、判断基準の設定、操作手順等の整備、日常の訓練等に努める。

第3 消防力の強化

消防力の強化は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 第1 火災予防対策 「1 情報の収集・伝達体制の整備」、「3 消防組織の充実強化」、「4 消防力の強化」、「5 消防団の育成」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 車両及び資機材等の整備促進

町及び消防本部は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進に努める。なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、五箇年計画に基づき整備促進を図る。

【資料 2-34】 利府町消防団装備

第4 消防水利の整備

消防水利の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 第1 火災予防対策「4 消防力の強化」の定めに準ずる。

【資料 2-33】 利府管内調査区域別水利設置状況

第5 消防計画の充実強化

消防計画の充実強化は、風水害等災害対策編 第2章 第22節 第1 火災予防対策「7 消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

第22節 緊急輸送体制の整備

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、町はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
都市開発部	都市整備課	・緊急輸送道路の確保及び整備
	施設管理課	・緊急輸送ネットワークの設定 ・道路啓開体制の整備
総務部	危機対策課	・緊急輸送ネットワークの設定 ・臨時ヘリポートの確保
企画部	財務課	・緊急通行車両に係る確認手続き
(消防本部)		・臨時ヘリポートの確保

第1 緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、風水害等災害対策編 第2章 第15節 「第1 緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第2 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第15節 「第2 緊急輸送道路の確保」の定めに準ずる。

第3 臨時ヘリポートの確保

臨時ヘリポートの確保は、風水害等災害対策編 第2章 第15節 「第3 臨時ヘリポートの確保」の定めに準ずる。

【資料 2-21】ヘリポート適地の状況

第4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備

建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第15節 「第4 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備」の定めに準ずる。

第5 緊急輸送体制

緊急輸送体制は、風水害等災害対策編 第2章 第15節 「第5 緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第6 漁港機能の確保

漁港機能の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第15節 「第6 漁港機能の確保」の定めに準ずる。

第23節 避難対策

大規模津波災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・津波避難ビル等及び避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に町民や外来者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取り組み実施機関）と福祉の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩避難の原則の周知 ・ 指定緊急避難場所の確保 ・ 避難誘導體制の整備 ・ 避難計画の策定 ・ 津波避難ビル等の確保
企画部	秘書政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に関する広報体制の整備
都市開発部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難路等の整備
保健福祉部	地域福祉課 健康推進課 新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者の支援体制の整備 ・ 感染症の自宅療養者への対応
	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童等の安全対策
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒等の安全対策
町民生活部	町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人等への対応
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導體制の整備
(消防団)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導體制の整備

第1 徒歩避難の原則の周知

1 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

2 自動車での避難方策の検討

町内において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等のほか地域の実情を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合において、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。

検討に当たっては、塩釜警察署と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

第2 指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第16節「第3 指定緊急避難場所の確保」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 避難場所の条件

- (1) 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所を開放できる管理体制を有していること。
- (2) 構造条件：当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。
- (3) 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。
- (4) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- (5) 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (6) 地割れ、がけ崩れのおそれのない場所であること。
- (7) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。
- (8) 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。
- (9) 夜間照明及び情報機器等を備えていること。
- (10) 建物の場合は、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。
- (11) 指定避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。
- (12) 被害情報入手に資する情報機器（戸別受信機、ラジオ等）が優先的に整備されていることが望ましい。

2 道路盛土等の活用

町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

【資料 2-22】指定緊急避難場所一覧

第3 津波避難ビル等の確保

1 津波避難ビル等の指定

町は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、津波避難ビル等をあらかじめ定めておく。

2 津波避難ビル等の条件

避難ビル等の指定については、次の条件に留意する。

- (1) 津波に対して安全な構造であること。
- (2) 基準水位（津波シミュレーションで予測される浸水深に、建築物等の前面でのせり上がりによる津波の水位の上昇を考慮した水位、以下同じ。）に相当する階よりも上階に避難スペースを確保できる建築物であること。かつ、同スペースまで避難上有効な階段その他の経路が確保されていること。
- (3) 耐震性を有していること（昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定する）。
- (4) 進入口への円滑な誘導が可能であること。

上記条件以外にも、避難路に面していること、長期的な孤立を防ぐため、津波終息後に極力早

期に安全な地域からのアクセスが確保されることが望ましい。

3 津波避難ビル等の充足状況の確認

町は、避難が想定される地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等に対する津波避難ビル等の充足状況を確認し、新たな指定や整備について検討する。

4 津波災害警戒区域内等での留意事項

町は、津波災害警戒区域内等において、基準水位以上の場所に避難場所が配置され、安全な構造である民間等の建築物を津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるとともに、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

第4 避難路の確保

避難路の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第16節「第4 避難路の確保」の定めに基づき、次の事項に留意する。

- 1 津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。
- 2 海岸沿い・河川の河口沿いの道路は極力避けること。
- 3 高台等の避難場所・避難目標地点へ向け、極力直線的であること。
- 4 自動車での避難が想定される場合は、極力歩車分離とし、自動車を路側に置いても緊急車両が通行可能な幅員であること。
- 5 救出や二次的な避難を考慮し、極力周辺地盤より高い路面高を確保すること。

第5 避難路等の整備

避難路等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第16節「第5 避難路等の整備」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 津波避難の迅速化の考慮

町は、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地域の実情に応じて高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化など、津波避難の迅速化も念頭に置いた検討を行う。

2 避難誘導標識等の設置

(1) 浸水高表示に関する留意点

町は、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

3 道路の交通容量の確認

東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていたことから、町は、原則徒歩の徹底を図りながら、自動車での避難が多く発生する恐れがある場合は、交差点部や橋梁部など、ボトルネックとなる可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

第6 避難誘導體制の整備

避難誘導體制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第16節「第6 避難誘導體制の整備」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 行動ルールの策定

町は、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、特定の避難支援者に過度な負担とならないよう役割分担等の明確化に努める。

また、津波到達時間を踏まえ避難支援者の安全を優先した上での避難誘導・支援や、行動の内容と退避の判断基準、津波の危険地域から高台等の安全な場所へ向かう巡回ルートや水門・陸閘等の閉鎖ルート等、具体的な対応方策についての行動ルールを定め、住民等に周知する。

2 夜間に備えた対応

町から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があり、立退き避難が困難となる夜間において避難指示を発令する可能性がある場合には、夕方等の暗くなる前の時間帯に高齢者等避難を発令することを検討する。

第7 避難行動要支援者の支援方策

避難行動要支援者の支援方策は、風水害等災害対策編 第2章 第16節 「第7 避難行動要支援者の支援方策」の定めに基づき、

第8 消防機関等の対応

1 地域防災計画における対策の策定

町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救急・救助
- (5) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 消防職員の安全確保対策

町は、消防職員の安全及び消防活動の継続を図るとともに、住民の避難誘導を行うため、職員の身に津波による危険が迫れば「消防職員も退避する。」ということの基本とし、このことを事前に住民に周知し、理解を得ておくよう努める。

また、津波の浸水想定区域内の活動については、津波到達時間内での「活動可能時間」を判断し、その時間の中で活動するよう、あらかじめルール化を図る。

3 消防団員の安全確保対策

町は、津波到達予想時間が短い地域における退避優先等の退避ルールの確立及び水門等の閉鎖活動の最小化や退避誘導活動等の最適化などの津波災害時の消防団活動の明確化を図るとともに、以下の内容を含む、津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成に努める。

- (1) 退避のルールを確立し、住民への事前説明により理解を得ること
- (2) 指揮者の下、複数人で活動すること
- (3) 津波到達予想時間を基に、出動及び退避に要する時間を踏まえ、活動可能時間を設定すること
- (4) 活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令を出すこと

第9 教育・保育機関における対応

教育・保育機関における対応は、風水害等災害対策編 第2章 第16節「第8 教育・保育機関における対応」の定めに準ずる。

第10 津波避難計画の作成

1 津波避難計画の策定及び周知徹底

町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

なお、避難指示等を行う具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を参考とする。住民への周知内容は次のとおりとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難指示等を発令する具体的な発令基準及び伝達方法
- (3) 津波情報の収集・伝達の方法
- (4) 避難路及び避難経路，誘導方法
- (5) 避難所の名称，所在地，収容人員
- (6) 避難場所の名称，所在地，収容人員 など

2 地域ごとの避難計画策定支援

町は、津波避難計画の策定に当たり、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。

3 地域防災力の向上

町は、津波ハザードマップ・防災マップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。

4 避難行動要支援者への配慮

町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び利府町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。

第11 避難に関する広報

避難に関する広報は、風水害等災害対策編 第2章 第16節「第10 避難に関する広報」の定めに準ずる。

第24節 避難受入れ対策

大規模災害発生時には、津波、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は、緊急に避難する避難所について、発災の際速やかに開設、運営ができるように指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等を示した避難所運営マニュアルを定めておく。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の確保 ・指定避難所の施設・設備の整備 ・帰宅困難者の発生抑制対策 ・被災者等への情報伝達体制等の整備 ・孤立集落の発生抑制対策 ・広域避難の協力体制の整備
町民生活部	生活環境課 町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の運営・管理体制の整備 ・避難の長期化における受入れ体制の整備
議会事務局		
町民生活部	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における愛護動物の管理体制の整備
保健福祉部	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の確保体制の整備
	子ども支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童施設を指定避難所とする場合の体制の整備
教育委員会	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設を指定避難所とする場合の体制の整備
都市開発部	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅供給体制の整備

第1 避難所の確保

避難所の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第17節「第1 避難所の確保」の定めに基づき、他の対策を実施する。

1 避難関連施設の整備

町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波から緊急避難先としても使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

2 避難所の施設・設備の整備

(1) 津波の被害のおそれのある場所での対応

町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

【資料 2-17-19】 災害時の福祉避難所協定書

【資料 2-17-23】 災害発生時における福祉避難所の確保に関する協定書

【資料 2-23】 指定避難所等一覧

第2 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、風水害等災害対策編 第2章 第17節 「第2 避難の長期化対策」の定めに準ずる。

第3 避難所における愛護動物の対策

避難所における愛護動物の対策は、風水害等災害対策編 第2章 第17節 「第3 避難所における愛護動物の対策」の定めに準ずる。

第4 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、風水害等災害対策編 第2章 第17節 「第4 応急仮設住宅対策」の定めに準ずる。

第5 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、風水害等災害対策編 第2章 第17節 「第5 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第6 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第17節 「第6 被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる。

第7 孤立集落対策

孤立集落対策は、風水害等災害対策編 第2章 第17節 「第7 孤立集落対策」の定めに準ずる。

第25節 食料・飲料水及び生活物資の確保

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は、物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
総務部	危機対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の供給計画の策定 ・食料及び生活物資等の備蓄 ・燃料の調達、供給体制の整備
町民生活部	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の輸送体制の整備
	生活環境課 町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の調達体制の整備
議会事務局		
保健福祉部	地域福祉課 健康推進課 新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・食料及び生活物資等の調達体制の整備
上下水道部	上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・給水資機材の整備、給水体制の整備

第1 住民等のとるべき措置

住民等のとるべき措置は、風水害等災害対策編 第2章 第18節 「第1 住民等のとるべき措置」の定めに準ずる。

第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、風水害等災害対策編 第2章 第18節 「第2 食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに準ずる。

第3 食料及び生活物資等の備蓄

食料及び生活物資等の備蓄は、風水害等災害対策編 第2章 第18節 「第3 食料及び生活物資等の備蓄」の定めに準ずる。

第4 食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、風水害等災害対策編 第2章 第18節 「第4 食料及び生活物資等の調達体制」の定めに準ずる。

【資料 2-24】 非常食在庫数量

【資料 2-25】 利府町防災備蓄倉庫備蓄品一覧表

【資料 2-26】 利府町水道施設災害配備

【資料 2-27】 給水資機材一覧

第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備

食料及び生活物資等の輸送体制の整備は、風水害等災害対策編 第2章 第18節 「第5 食料及び生活物資等の輸送体制の整備」の定めに基づき、

第6 燃料の確保

燃料の確保は、風水害等災害対策編 第2章 第18節 「第6 燃料の確保」の定めに基づき、

第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

大規模地震・津波災害時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、又は町内に在住する外国人、あるいは団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備する。

なお、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、避難時の支援策を整備する。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
保健福祉部	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の安全確保支援 ・要配慮者の把握、情報の管理 ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成 ・災害時の高齢者、障がい者等への支援体制の整備 ・福祉避難所の整備・指定
	新型コロナウイルス対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への支援体制の整備
町民生活部	町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の外国人への支援体制の整備
経済産業部	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の旅行客への支援体制の整備

第1 高齢者、障がい者等への対策

高齢者、障がい者等への対策は、風水害等災害対策編 第2章 第19節 「第1 高齢者、障がい者等への対策」の定めに基づき、

【資料 2-28】緊急通報システム

【資料 2-35】福祉避難所一覧

第2 外国人への支援対策

外国人への支援対策は、風水害等災害対策編 第2章 第19節 「第2 外国人への支援対策」の定めに基づき、

第3 旅行客への支援対策

旅行客への支援対策は、風水害等災害対策編 第2章 第19節 「第3 旅行客への支援対策」の定めに基づき、

第27節 複合災害対策

大規模災害から町民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
全部・局・教育委員会		・複合災害の応急対策への備え、防災活動体制の整備

第1 複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、風水害等災害対策編 第2章 第20節 「第1 複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第2 複合災害に関する防災活動

複合災害に関する防災活動は、風水害等災害対策編 第2章 第20節 「第2 複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第28節 災害廃棄物対策

大規模地震・津波災害発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や津波により流出した家屋、自動車、船舶、コンテナ、樹木、漁業施設等の災害廃棄物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、廃棄物処理施設の耐震化・耐浪化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

■実施機関及び担当業務

部	担当課, 室, 局等	担当業務
町民生活部	生活環境課	・災害時の災害廃棄物相互協力体制の整備 ・避難所等の生活環境の確保体制の整備

第1 処理体制

災害廃棄物処理体制は、風水害等災害対策編 第2章 第21節 「第1 処理体制」の定めに基づる。

【資料 2-30】 一般廃棄物処理施設の整備状況

【資料 2-31】 廃棄物処理業者の清掃資機材保有状況

第2 主な措置内容

主な措置内容は、風水害等災害対策編 第2章 第21節 「第2 主な措置内容」の定めに基づる。

第3 海に流出した災害廃棄物の処理体制の構築

町は、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じることができるよう、あらかじめ関係機関等の連携・協力体制を構築する。

なお、体制の構築に当たっては、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に考慮する。

第2章 津波災害応急対策

この計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。

そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を超える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。

第1節 情報の収集・伝達

地震や津波による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 地震・津波情報の収集及び伝達 被害状況の収集 通信手段の確保 関係機関との連絡調整 防災行政無線の確保
	物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎内施設の保全
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 通信及び電算システムの保全
民生部	調査班	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査班の派遣
各部	施設管理担当	<ul style="list-style-type: none"> 施設の被害状況の確認
消防部	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の収集 消防無線の確保

第1 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する（利府町は宮城県中部）。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを地震特別警報に位置付けている。

仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

町は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて当該情報を受理した場合は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線等により住民等へ伝達する。

なお、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を受信した場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる。そのため町は下記の内容を町民等へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ○丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震・津波情報を伝達する。これらの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知される。

1 情報の種類

(1) 津波警報等

1) 津波警報等の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。

ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表	巨大地震 の場合の 発表	
大津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで 3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	<ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋が全壊・流 失し、人は津波によ る流れに巻き込まれ る。 ・沿岸部や川沿いにい る人は、ただちに高 台や津波避難ビルな ど安全な場所へ避難 する。 ・警報が解除されるま で安全な場所から離 れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高 さが高いところで 1mを超え、3m以下 の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	<ul style="list-style-type: none"> ・標高の低いところ では津波が襲い、浸水 被害が発生する。 ・人は津波による流れ に巻き込まれる。 ・沿岸部や川沿いにい る人はただちに高台 や津波避難ビルなど 安全な場所へ避難す る。 ・警報が解除されるま で安全な場所から離 れない。
津波 注意報	予想される津波の高 さが高いところで 0.2m以上、1m以下 の場合であって、 津波による災害のお それがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記 なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・海の中では人は速い 流れに巻き込まれ、 また、養殖いかだが 流失し小型船舶が転 覆する。 ・海の中にいる人はた だちに海から上がっ て、海岸から離れる。 ・海水浴や磯釣りは危 険なので行わない。 ・注意報が解除される まで海に入ったり海 岸に近づいたりしな い。

※ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったと
した場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2) 津波警報等の留意事項

- ア 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- イ 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合がある。
- ウ 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

1) 津波情報の発表等

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻などを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)又は「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値^(注5))の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注5) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値だけではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

2) 津波情報の留意事項

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分かからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

1) 津波予報の発表基準とその内容

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE 41)で発表される。

(4) 津波予報区

津波警報等は津波予報区単位で発表され、宮城県沿岸の津波予報区は「宮城県」である。

2 仙台管区気象台からの情報の伝達

仙台管区気象台からの情報の伝達は、風水害等災害対策編 第3章 第1節「第4 気象警報等の伝達」の定めに準ずる。

3 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

第3 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、風水害等災害対策編 第3章 「第2節 情報の収集・伝達」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 情報の収集

(1) 漁港管理者及び海岸管理者は、地震の揺れが収まり、津波の心配がないと確認された後、二次災害の発生に十分注意の上、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。

【資料 3-6】 関係機関の通報先一覧

【資料 3-7】 被害調査区分

【資料 3-8】 報告担当及び連絡先

【資料 3-9】 市町村被害状況報告要領

第4 通信・放送手段の確保

通信・放送手段の確保は、風水害等災害対策編 第3章 「第3節 通信・放送手段の確保」の定めに準ずる。

【資料 2-14】 利府町防災行政無線通信施設

【資料 3-11】 災害時優先電話

【資料 3-12】 災害用伝言ダイヤル

第2節 災害広報活動

町及び報道機関は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災地震・津波情報、避難所等の状況、安否情報等のその時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を取りながら、迅速かつ的確に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	企画広報班	・災害関係の広報活動 ・広聴活動の実施（相談窓口の設置）
	総務班	・各防災機関が実施する広報の調整 ・報道関係機関と連絡調整
	防災班	・防災関係機関と連絡調整 ・安否情報の情報の収集提供等

第1 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、風水害等災害対策編 第3章 第4節「第1 社会的混乱の防止」の定めに基づき、準ずる。

第2 町の広報活動

町の広報活動は、風水害等災害対策編 第3章 第4節「第2 町の広報活動」の定めに基づき、他の町の広報活動と同様に実施する。

1 広報事項

町は、地域内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな次の情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難情報、避難場所等に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 地震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報
- (11) 民心安定のための情報
- (12) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報

- (15) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (18) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (19) 相談窓口の設置に関する情報
- (20) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報
- (21) 町ホームページへの掲載による広報

第3 安否情報

町の安否情報の広報活動は、風水害等災害対策編 第3章 第4節「第3 安否情報」の定めに基づる。

第3節 防災活動体制

大規模地震・津波災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、大規模な地震・津波を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき配備体制を敷き、防災活動を行う。

また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウターライズ地震（※）や余震に対しても、同様に基本的な対応に努める。

なお、災害応急段階においては、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

※ アウターライズ地震

陸から見て海溝の外側（アウター）の海底の隆起している部分（ライズ）で発生する地震で、陸地での揺れは比較的小さいものの、併発する津波は大規模なものになりやすい。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
全部		・ 配備にあわせた動員及び参集
総務部	防災班	・ 配備の実施に関する事務 ・ 災害対策本部設置及び廃止の事務 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地区連絡員の派遣
消防部		・ 消防団の動員

第1 初動対応の基本的考え方

町は、災害発生時の活動に当たって、当初の72時間が救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第2 職員の配備・動員体制

町内で震度6弱以上を観測する地震が発生した場合、又は町内に特別警報が発表されたときは、町長は災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

なお、災害対策本部が設置された際には、各課（所・局）は警戒配備体制組織の部（班）となる。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、その状況に応じて段階的に「警戒配備」「特別警戒配備」を敷き、警戒本部の設置あるいは特別警戒本部の設置を行う。

その際、町と県が一体となった体制が整うよう、災害対策本部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県計画の配備内容等と十分整合を図る。

各配備体制の基準等は次のとおりである。

1 職員の配備体制

(1) 警戒配備（0号）

町内で震度4を観測する地震が発生した場合、又は警戒本部設置前において危機対策課長が必要と認めた場合、「利府町災害対策警戒配備要領」に基づき、各部は、必要な人員をもって警戒配備体制0号を敷く。

(2) 特別警戒配備（1号）

町内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波注意報が発表されたとき、若しくはその他に総務部長が必要と認めたときは、「利府町災害対策警戒配備要領」に基づき、警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

(3) 特別警戒配備（2号）

町内で震度5弱若しくは震度5強を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたとき、もしくはその他に副町長が必要と認めたときは、「利府町災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

(4) 非常配備（3号）

町内で震度6弱以上の地震が観測された場合、又は宮城県に特別警報が発表されたとき、若しくはその他に町長が必要と認めたときは、「利府町災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備（3号）体制を敷く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、町長は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 現地災害対策本部

局地的な災害が発生した場合は、適切な場所に現地災害対策本部を設置し、迅速、かつ、円滑な応急対策活動を展開する。現地災害対策本部は本部長の指命する職員で構成する。

2 職員の動員体制

職員の動員は、【資料 3-13】警戒配備体制組織図の体制を整えるとともに、下記の連絡員についても定める。

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部の所管する情報の収集伝達等を行う。

(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 勤務時間内の職員の動員

勤務時間内の職員の動員は、動員する旨庁内放送し、各課の動員は、配備計画に基づき各課長等が行う。

(4) 休日・夜間等の職員の動員

休日、夜間等勤務時間外に配備、本部設置等に該当する災害等を覚知した場合、職員は配備体制基準に基づき登庁するものとし、連絡等が行えない場合は自主的に登庁し配備につく（配備基準参照）。

(5) 動員の報告

各課長は課内の動員状況を記録し、町長及び危機対策課長（防災班）に報告する。

災害対策本部が設置された場合には、対策本部の総務部長は各部の動員状況を取りまとめ、本部員会議に提出し、本部長に報告する。

(6) 災害救助法が適用された場合の体制

町長は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(7) 市町村間の応援協定

町は、応援協定を締結している市町村に対して、必要に応じて応援要請等を行う。

第3 災害対策本部等の運用

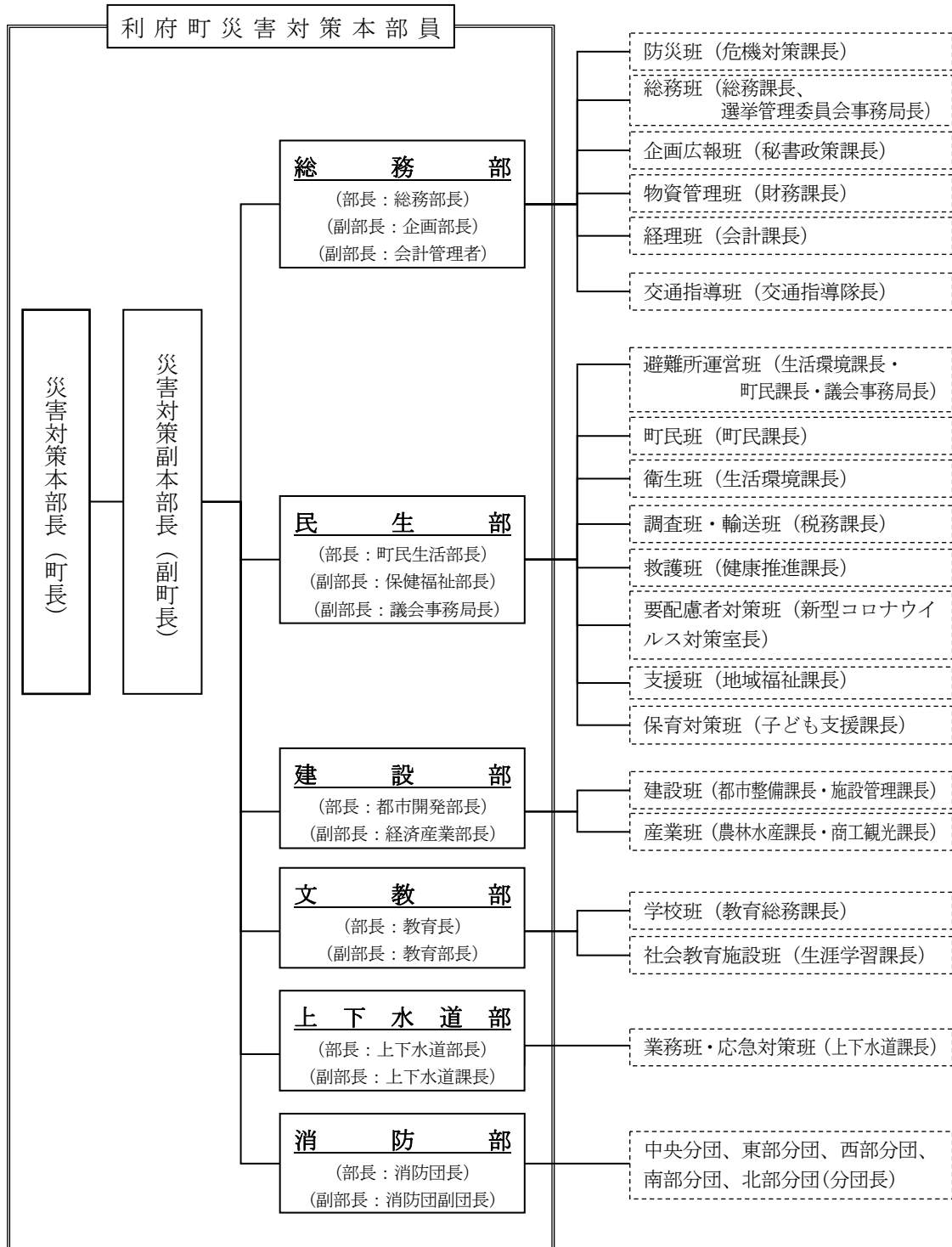
1 配備体制の基準・内容等

警戒配備0号から非常配備3号における配備体制の基準は次のとおりである。なお、職員の配備は、災害規模と災害情報を基準として、各自が判断する自動配備とする。

■配備体制の基準・内容等

項目	警戒配備	特別警戒配備		非常配備
	0号	1号	2号	3号
配備基準	(1)町内で震度4の地震が観測されたとき。 (2)その他、特に危機対策課長が必要と認められたとき。	(1)県内に津波注意報が発表されたとき。 (2)町内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。 (3)その他災害の規模等の状況により、総務部長が必要と認められたとき。	(1)県内に津波警報が発表されたとき。 (2)町内で震度5弱、5強の地震が観測されたとき。 (3)その他災害の規模等の状況により、副町長が必要と認められたとき。	(1)県内に大津波警報が発表されたとき。 (2)町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 (3)災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合において町長が必要と認められたとき。
配備内容	(1)災害に関する情報の収集及び連絡活動を円滑に行える体制とする。	(1)警戒本部を設置する。 (2)災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	(1)特別警戒本部を設置する。 (2)災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	(1)災害対策本部を設置する。 (2)被害情報の収集、救助活動、広報活動等の組織の全力を挙げて応急対策を実施できる体制とする。
配備要員	特に関係のある課の所要人員 ・危機対策課、総務課、都市整備課、施設管理課、農林水産課、商工観光課、上下水道課	災害応急対策に関係する課(局・室)の所要人員 ・危機対策課、総務課、秘書政策課、財務課、会計課、生活環境課、議会事務局、町民課、税務課、健康推進課、新型コロナウイルス対策室、地域福祉課、子ども支援課、都市整備課、施設管理課、農林水産課、商工観光課、教育総務課、生涯学習課、上下水道課	災害応急対策に関係する部(局・室)の所要人員 ・危機対策課、総務課、選挙管理委員会事務局、秘書政策課、財務課、会計課、生活環境課、議会事務局、町民課、税務課、健康推進課、新型コロナウイルス対策室、地域福祉課、子ども支援課、都市整備課、施設管理課、農林水産課、商工観光課、教育総務課、生涯学習課、上下水道課	全部(災害応急対策に従事することが出来る職員)
時間外招集	(1)自主登庁を原則とする。 (2)あらかじめ定めている非常連絡系統に基づき、一般加入電話、携帯電話等を用いて伝達する。			
会議構成	課配備担当職員	係課長等、 配備担当職員	係課長等、 配備担当職員	部員(本部会議)
備考	(1)津波及び地震については、警報の発表又は地震の観測をもって自動設置するので、設置についての伝達は行わない。また、廃止については、自動設置いかんに関わらず、本部からの指示により各防災関係機関に伝達する。 (2)災害応急対策がおおむね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部又は災害応急対策連絡会議に移行する。			

利府町災害対策本部



利府町災害対策本部の組織概要

2 災害対策本部機能等の代替

(1) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、本庁舎2階会議室とし、本庁舎が被災した場合は、被害状況を勘案し、利府町文化交流センター「リフノス」に災害対策本部を設置する。

なお、災害対策本部の設置を示すため、町役場の正面玄関に災害対策本部標識板を掲示する。

優先順位	指定場所	電話番号
第1順位	利府町役場本庁舎2階会議室	022-767-2111
第2順位	利府町文化交流センター「リフノス」	022-353-6114

(2) 災害対策本部長等の代理順位

災害対策本部等は、町長が不在の場合は、次の順位によりその職務を代行する。

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対策本部	町長	副町長	総務部長
特別警戒本部	副町長	総務部長	企画部長
警戒本部	危機対策課長	総務課長	-

3 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部の事務を総合的、かつ、有機的に推進するため、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部員会議を置き、事務局を防災班で行う。

災害予防及び災害応急対策上の重要な事項については、本部員会議で決定し、その実施の推進を図る。

災害対策本部が実施する主な所掌事務は以下のとおりである。

●本部員会議

本部員会議は、町長が総括して進める。

●本部員会議の対策内容

- (1) 地震・津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- (2) 住民の不安を除くために必要な広報
- (3) 消防、水防その他応急措置
- (4) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (5) 施設、設備の応急復旧
- (6) 防疫その他の保健衛生
- (7) 避難の指示
- (8) 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- (9) 県災害対策本部への報告、要請
- (10) 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- (11) 自主防災組織との連携及び指導
- (12) その他必要な災害応急対策の実施

4 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、本部長が町の地域に災害が発生するおそれなくなったと認めるとき、又は災害発生後において、災害応急対策措置がおおむね完了したと認められる時に廃止する。

5 災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、「利府町災害対策本部条例」及び「利府町災害対策本部運営要綱」のとおりである。

【資料 1-4】 利府町災害対策本部条例

【資料 1-5】 利府町災害対策本部運営要綱

【資料 1-6】 利府町災害対策本部活動要領

【資料 1-7】 利府町災害対策警戒配備要領

【資料 3-13】 警戒配備体制組織図

第4 消防機関の活動

消防機関の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第5節「第4 消防機関の活動」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 水防管理団体等の活動

地震・津波が発生した場合は、水防管理団体等は次のような措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5 県及び関係機関との連携

県及び関係機関との連携は、風水害等災害対策編 第3章 第5節「第5 県及び関係機関との連携」の定めに基づき、次のとおりとする。

第6 複合災害発生時の体制

複合災害の発生による、国、県等の対策本部等が複数設置された場合、町は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の派遣等に努める。

現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第4節 相互応援活動

大規模地震・津波災害時において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、町は、他の市町村や防災関係機関と相互に応援協力し、防災活動に万全を期す。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・市町村間の相互応援に関する事務 ・県への報告、応援の要請に関する事務 ・災害時協力機関及び団体要請に関する事務
(消防本部)		・消防に関する応援協定の事務

第1 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第1 市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

- 【資料 2-17-1】 宮城「館」防災に関する相互応援協定
- 【資料 2-17-2】 宮城「館」防災に関する相互応援協定細目
- 【資料 2-17-16】 災害時における宮城県市町村相互応援協定書
- 【資料 2-17-22】 災害時等における相互応援に関する協定書（清水町、七飯町）

第2 県内消防機関の相互応援活動

県内消防機関の相互応援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第2 県内消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

- 【資料 2-17-3】 広域消防相互応援協定書
- 【資料 2-17-4】 消防相互応援協定書
- 【資料 2-17-7】 宮城県広域消防相互応援協定に基づく消防団の応援派遣についての覚書
- 【資料 2-17-8】 宮城県広域航空消防応援協定書
- 【資料 2-17-9】 宮城県内航空消防応援協定書
- 【資料 2-17-10】 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害における広域航空消防応援に関する協定書

第3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第3 緊急消防援助隊の応援要請」の定めに準ずる。

第4 地域内の防災関係機関の応援協力

地域内の防災関係機関の応援協力は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第4 地域内の防災関係機関の応援協力」の定めに準ずる。

【資料 3-16】 防災関係機関連絡先

第5 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第5 広域的な応援体制」の定め
に準ずる。

第6 受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第6 受入れ体制の確保」の定め
に準ずる。

第7 他県等への応援体制

他県等への応援体制は、風水害等災害対策編 第3章 第8節「第7 他県等への応援体制」の定め
に準ずる。

第5節 災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
本部長（町長）	（防災班）	・ 市町村間の相互応援に関する事務 ・ 県への報告、応援の要請に関する事務 ・ 災害時協力機関及び団体要請に関する事務
民生部	支援班	・ 災害救助法に関する事務

第1 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、風水害等災害対策編 第3章 第9節「第1 災害救助法の適用」の定め
に準ずる。

【資料 3-17】 災害救助法による救助の方法、程度及び期間について

【資料 3-18】 被災世帯の算定基準

第2 救助の実施の委任

救助の実施の委任は、風水害等災害対策編 第3章 第9節「第2 救助の実施の委任」の定め
に準ずる。

第3 救助の実施状況及び費用の報告

救助の実施状況及び費用の報告は、風水害等災害対策編 第3章 第9節「第3 救助の実施状況
及び費用の報告」の定め
に準ずる。

第6節 自衛隊の災害派遣

大規模地震・津波災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、町長は知事（復興・危機管理総務課）を通じて、自衛隊法の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
本部長（町長）	（防災班）	・知事に対する自衛隊災害派遣要請
総務部	防災班	・災害救助法に関する事務

第1 災害派遣の基準及び要請の手続き

災害派遣の基準及び要請の手続きは、風水害等災害対策編 第3章 第10節「第1 災害派遣の基準及び要請の手続き」の定めに基づき、

【資料 3-19】自衛隊要請先

【様式 3-20】自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

第2 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、風水害等災害対策編 第3章 第10節「第2 自衛隊との連絡調整」の定めに基づき、

第3 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、風水害等災害対策編 第3章 第10節「第3 派遣部隊の活動内容」の定めに基づき、

第4 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れ体制は、風水害等災害対策編 第3章 第10節「第4 派遣部隊の受入れ体制」の定めに基づき、

【資料 2-21】ヘリポート適地の状況

【資料 3-21】臨時ヘリポート

第5 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、風水害等災害対策編 第3章 第10節「第5 派遣部隊の撤収」の定めに基づき、

【資料 3-22】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

第6 経費の負担

経費の負担は、風水害等災害対策編 第3章 第10節「第6 経費の負担」の定めに基づき、

第7節 救急・救助活動

大規模地震・津波が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、火災、土砂災害等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施する。また、被害が多方面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般住民においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班	・救出隊の編成、負傷者の救出
消防部	消防団	・救出隊の編成、負傷者の救出
(消防本部)		・救出隊の編成、負傷者の救出
(自主防災組織)		・救出隊の編成、負傷者の救出活動への協力

第1 町の活動

救急・救助活動の町の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第11節「第1 町の活動」の定め
に準ずる。

【資料 2-19】医療機関の状況

第2 消防機関の活動

消防機関の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第11節「第2 消防機関の活動」の定め
に準ずる。

第3 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第11節「第3 住民及び自主
防災組織等の活動」の定め
に準ずる。

第4 惨事ストレス対策

救急・救助活動における惨事ストレス対策は、風水害等災害対策編 第3章 第11節「第4 惨
事ストレス対策」の定め
に準ずる。

第5 感染症対策

感染症対策は、風水害等災害対策編 第3章 第11節「第5 感染症対策」の定め
に準ずる。

第8節 医療救護活動

大規模地震・津波の発生時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町及び防災関係機関は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所の設置 ・ 医師会に対する医療救護班の派遣要請 ・ 医薬品等の確保
消防部	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者等の搬送
(消防本部)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急救護 ・ 負傷者等の搬送

第1 医療救護体制

医療救護体制は、風水害等災害対策編 第3章 第12節「第1 医療救護体制」の定めに準ずる。

【資料 2-17-17】 災害時の医療救護活動に関する協定書

【資料 3-23】 医療救護班の編成

第2 医療救護活動の実施

医療救護活動の実施は、風水害等災害対策編 第3章 第12節「第2 医療救護活動の実施」の定めに準ずる。

【資料 2-19】 医療機関等の状況

【資料 3-24】 医薬品等の調達先

第3 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、風水害等災害対策編 第3章 第12節「第3 在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

第4 災害救助法における実施基準

災害救助法における実施基準は、風水害等災害対策編 第3章 第12節「第4 災害救助法における実施基準」の定めに準ずる。

第9節 消火活動

大規模地震・津波発生時には、同時多発火災の発生等により、極めて甚大な被害が予想される。被害を最小限に食い止めるため、消防機関は、町はもとより県、住民、自主防災組織、事業所等との連携を図りつつ、全機能を挙げて消火活動を行う。

また、津波で浸水した家屋、自動車等における電気配線のショート、漏電等により、大規模な市街地火災や海上火災が発生した場合、延焼防止措置や消火活動を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部 (消防本部)	防災班	・消防機関と相互協力、被害軽減対策
		・消防団の指揮統制 ・自主防災組織の指揮統制 ・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定 ・その他災害防ぎょに必要な活動
消防部	消防団団長	・団活動の方針決定、・分団活動の指揮統制 ・本部、署隊との連携
	消防団分団長	・災害防ぎょ活動 ・消火、警戒、避難誘導、救出、広報等 ・警戒区域の設定、本部長の特命による業務 ・その他災害防ぎょに必要な活動

第1 消火活動の基本

消火活動の基本は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第1「1 消火活動の基本」の定めに従う。

第2 町の対応

町は速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な地震災害の場合は、最重要防御地域等の優先順位を定め迅速に対応する。

第3 消防機関の活動

消防機関の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第1「2 消防本部の活動、3 消防団の活動」の定めに従う。

【資料 3-37】利府町消防団機構

【資料 3-38】利府町消防団組織

第4 事業所の活動

事業所の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第1「4 事業所の活動」の定めに従う。

第5 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第1「5 自主防災組織の活動」の定めに基づる。

第6 町民の活動

町民の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第1「6 町民の活動」の定めに基づる。

第10節 交通・輸送活動

大規模地震・津波災害発生に際し、町民の生命の保全、町民生活の維持の上からも交通・輸送活動の確保は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等、特に速やかに対応が望まれることから、町及び防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整 危険箇所、被害状況の把握 その他必要な対策
	物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急輸送車両の確保
民生部	輸送班	<ul style="list-style-type: none"> 災害応急輸送力の確保、配分 救助物資の輸送
建設部	建設班 産業班	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の交通確保及び災害復旧 災害時における道路交通情報収集及び伝達 その他道路管理者が行う防災に係る事務又は業務

第1 町の活動

交通・輸送の町の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第13節「第1 町の活動」の定めに基づき、

【資料3-25】輸送拠点

第2 陸上交通の確保

陸上交通の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第13節「第2 陸上交通の確保」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 地震・津波発生時の自動車運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- (3) 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。
 - 1) できるだけ道路外の場所に移動しておく
 - 2) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと
 - 3) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること
- (4) 避難のために原則として車両を使用しないこと。
- (5) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。
 - 1) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の

場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。

- 2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること
- 3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

【資料 3-26】災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項に基づく緊急車両の標章

【様式 3-27】利府町緊急輸送道路ネットワーク計画

【様式 3-28】緊急輸送道路網

第3 海上交通の確保

海上交通の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第13節「第3 海上交通の確保」の定めに従う。

第11節 ヘリコプターの活動

大規模地震・津波災害時には、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・ヘリコプターの要請 ・ヘリコプターの活動拠点の確保 ・ヘリコプターによる情報収集や救出救助活動
(消防本部)		・ヘリコプターの要請 ・ヘリコプターの活動拠点の確保 ・ヘリコプターによる情報収集や救出救助活動

第1 ヘリコプターによる救助・救急搬送

ヘリコプターによる救助・救急搬送は、風水害等災害対策編 第3章 第14節「第1 ヘリコプターによる救助・救急搬送」の定めに基づる。

第2 活動拠点

ヘリコプターによる活動拠点は、風水害等災害対策編 第3章 第14節 第1「3 活動拠点の確保」の定めに基づる。

【資料 2-21】ヘリポート適地の状況

【資料 3-21】臨時ヘリポート

第12節 避難活動

町は、津波警報等及び地震情報が発表された場合又は遠地津波等のおそれがある場合、直ちに警戒態勢を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施するとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営に当たる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動

津波による浸水が想定される区域の居住者等の避難行動は立退き避難が基本であり、高台、津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所等、可能な限り安全な場所への立退き避難が考えられる。

津波は突発的に発生することから、津波による浸水が想定される区域の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や町長の避難指示等の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の収集、発令補助 ・警戒区域の設定 ・災害応急対策従事者以外の者に対する当該地区への立入制限 ・避難所の開設の知事への報告 ・孤立集落の安否確認対策 ・帰宅困難者対策
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難者への支援
	企画広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設等広報 ・相談窓口の設置
民生部	避難所運営班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難所の運営、管理 ・避難所の閉鎖
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の環境維持 ・家庭動物への対応
	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者への対応 ・在宅避難者への支援
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態・衛生状態の把握 ・感染症対策
	要配慮者対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス対策 ・福祉施設への避難対策
	保育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の消防計画に基づく児童の避難対策
文教部	学校班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所（学校施設）の提供及び設営補助 ・児童生徒の避難対策
消防部	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難誘導

第1 津波の警戒

- 1 町は、津波警報、避難指示等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。
- 2 住民等への津波警報等の発表・伝達に当たっては、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。
- 3 防潮水門等施設管理者は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や陸閘等の閉鎖措置を行う。

第2 避難指示等

町は、津波警報等が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難指示等を発令し、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。

なお、「避難の指示等を行う者」、「町長、県知事の役割」「そのほか防災関係機関の役割」等の定めについては、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第2 避難指示等」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 町長の役割

町長は、津波に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して、次により、速やかに避難指示等の発令を行う。

- (1) 津波は、30cm程度の高さであっても急で強い流れが生じることがあり、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性がある。このため、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であり、高齢者等避難は発令せず、基本的に避難指示のみを発令する。
- (2) 避難指示の発令の必要な地域については、県が策定する津波浸水想定区域図等に基づき、沿岸市町が大津波警報・津波警報・津波注意報で発表される予想津波高により、地域の実情を勘案し指定する。
- (3) 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき、また、地震動（震度）は小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」に備えて、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。
- (4) 地震発生後、報道機関等から津波警報等が放送されたとき、また、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報等が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

2 遠地地震の場合の避難指示等

本県から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。町は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討するものとする。

第3 避難の指示等の内容及び周知

避難の指示等の内容及び周知は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第3 避難の指示等の内容及び周知」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 避難対象者に明示する事項

町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を住民及び関係機関へ周知する。また、避難指示等の発令を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 津波の規模
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難先
- (4) 避難経路
- (5) 避難指示等の理由
- (6) その他必要な事項

2 避難の措置と周知

避難指示等の発令を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。

なお、避難指示等の周知に当たっては、聴覚障がい者に対しては緊急速報メール、津波フラッグにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。

情報伝達にあたって留意するポイント

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報等の発表、津波襲来の危険、避難指示等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し雛形を作成
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか（住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者 ・避難場所等に避難している避難者
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> ・地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示等） ・津波発生後（津波警報等の更新、津波情報、被害状況等） ・津波終息後（津波警報等の解除、津波予報、避難指示等の解除等）
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> ・同報無線、半鐘、サイレン、津波フラッグ、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要援護者（災害弱者）となりうる者）

- ・津波警報等の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則（気象庁告示第3号：昭和51年11月16日）で規定する標識を用いる。
- ・津波警報等の伝達を旗で行う場合は、予報警報標識規則（気象庁告示第5号：令和2年6月24日一部改正）で規定する標識を用いる。

<旗を用いた津波注意報標識、津波警報標識及び大津波警報標識>




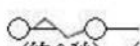
標識の種類	標識				
津波注意報標識 津波警報標識 大津波警報標識	<table border="1" style="text-align: center; width: 100px; height: 100px;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;">赤</td> <td style="width: 50px; height: 50px;">白</td> </tr> <tr> <td style="width: 50px; height: 50px;">白</td> <td style="width: 50px; height: 50px;">赤</td> </tr> </table>	赤	白	白	赤
赤	白				
白	赤				

(注) 旗は方形とし、その大きさは適宜とする。

<津波注意報標識>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報、津波警報 及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

<津波警報標識及び大津波警報標識>

標識の種類	標識	
	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約8秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

第4 避難誘導

1 住民等の避難誘導は、沿岸市町地域防災計画に定めるところによるが、町職員、警察官、消防団員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、安全を確認しつつ、避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、優先避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者の避難を優先して行う。さらに、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「可能な限り高く安全な場所」への移動等の措置を講ずべきことにも留意する。

2 町職員、警察官、消防職員等は、避難場所への避難が困難な地域の避難者や、避難が遅れた避難者が緊急に避難する場合は、一時避難場所（津波避難ビル等）へ避難誘導する。

3 町は、町職員、消防団員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。

また、遠地地震や遠地津波の場合には、必要に応じ、高齢者等避難や避難指示の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

4 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩を原則とする。ただし、避難行動要支援者やその避難支援を行う者で徒歩による円滑な避難が困難な場合、又は沿岸部の農地や緑地、公園等の自動車等による出入りが主となるような避難が困難な地域において、やむを得ず自動車での避難を行う場合、町職員、警察官、消防団員等は自身の安全を確保した上で、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。

第5 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第6 避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

第6 避難情報の発令等による広域避難

避難情報の発令等による広域避難は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第7 避難情報の発令等による広域避難」の定めに準ずる。

第7 避難長期化への対処

避難長期化への対処は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第8 避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第8 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第9 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第9 孤立集落の安否確認対策

孤立集落の安否確認対策は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第10 孤立集落の安否確認対策」の定めに準ずる。

第10 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、風水害等災害対策編 第3章 第15節「第11 広域避難者への支援」の定めに準ずる。

第11 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、風水害等災害対策編 第3章 第15節 「第12 在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

【資料 2-22】 指定緊急避難場所一覧

【資料 2-23】 指定避難所等一覧

第13節 応急仮設住宅等の確保

大規模地震・津波災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、町は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急仮設住宅の建設 ・ 建設場所の確保及び計画策定 ・ 被災家屋の応急修理
民生部	支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居対象者の選定（要配慮者への配慮） ・ 応急仮設住宅の管理 ・ 公的住宅及び民間住宅の確保

第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理は、風水害等災害対策編 第3章 第16節「第1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理」の定めに準ずる。

【資料3-29】建設業者等一覧（指名登録業者）

第2 公営住宅の活用等

公営住宅の活用等は、風水害等災害対策編 第3章 第16節「第2 公営住宅の活用等」の定めに準ずる。

第3 民間賃貸住宅の活用等

民間賃貸住宅の活用等は、風水害等災害対策編 第3章 第16節「第3 民間賃貸住宅の活用等」の定めに準ずる。

第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備は、風水害等災害対策編 第3章 第16節「第4 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備」の定めに準ずる。

第5 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、風水害等災害対策編 第3章 第16節「第5 住宅の応急修理」の定めに準ずる。

第14節 相談活動

町は、大規模地震・津波災害時において、町は、住民からの身近な相談や要望に対応するため、相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	企画広報班	・相談窓口の設置
	防災班	・安否情報
民生部	支援班	・生活再建相談
	救護班	・健康・医療の相談
建設部	産業班	・事業再建相談

第1 町の相談活動

町の相談活動は、風水害等災害対策編 第3章 第17節「第1 町の相談活動」の定めに準ずる。

第2 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、風水害等災害対策編 第3章 第17節「第2 相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

大規模地震・津波災害発生時には、特に要配慮者、旅行客等に対する安全確保、援護体制等のさまざまな応急対策が必要となる。このため、町は、必要な応急対策について、速やかに実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	支援班	・高齢者、障がい者等への支援活動 ・外国人への支援活動
建設部	産業班	・旅行者への支援活動

第1 高齢者、障がい者等への支援活動

高齢者、障がい者等への支援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第18節 「第1 高齢者、障がい者等への支援活動」の定めに準ずる。

【資料 2-29】福祉避難所一覧

第2 外国人への支援活動

外国人への支援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第18節 「第2 外国人への支援活動」の定めに準ずる。

第3 旅行者への支援活動

旅行者への支援活動は、風水害等災害対策編 第3章 第18節 「第3 旅行者への支援活動」の定めに準ずる。

第16節 愛玩動物の収容対策

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県及び（公社）宮城県獣医師会等関係団体との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	衛生班	・動物の保護、所有者の確認

第1 被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、風水害等災害対策編 第3章 第19節「第1 被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第2 避難所における動物の適正な飼育

避難所における動物の適正な飼育は、風水害等災害対策編 第3章 第19節「第2 避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第3 仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、風水害等災害対策編 第3章 第19節「第3 仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

町は、大規模地震・津波災害時における町民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班 避難所運営班	・応急食料調達、炊出し、配給
	支援班 救護班	・生活関連物資の調達及び供給 ・義援物資の配分
	輸送班	・緊急物資輸送
上下水道部	応急対策班	・給水、断水などの広報 ・応急給水
総務部	物資管理班	・義援物資の受入れ ・燃料の調達・供給

第1 食料・物資等調達体制の整備

食料・物資等調達体制の整備は、風水害等災害対策編 第3章 第20節「第1 食料・物資等調達体制の整備」の定めに準ずる。

第2 食料

食料の調達・供給は、風水害等災害対策編 第3章 第20節「第2 食料」の定めに準ずる。

【資料 2-24】非常食在庫数量

【資料 2-25】利府町防災備蓄倉庫備蓄品一覧表

【資料 2-32】婦人防火クラブ連合会

【資料 3-30】炊出し協力団体

第3 飲料水

飲料水の調達・供給は、風水害等災害対策編 第3章 第20節「第3 飲料水」の定めに準ずる。

【資料 2-26】利府町水道施設災害配備

【資料 2-27】給水資機材一覧

第4 生活物資

生活物資の調達・供給は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 「第4 生活物資」の定めに基づる。

第5 物資の輸送体制

物資の輸送体制は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 「第5 物資の輸送体制」の定めに基づる。

第6 義援物資の受入れ、配分

義援物資の受入れ、配分は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 「第6 義援物資の受入れ、配分」の定めに基づる。

第7 燃料の調達・供給

燃料の調達・供給は、風水害等災害対策編 第3章 第20節 「第7 燃料の調達・供給」の定めに基づる。

第18節 防疫・保健衛生活動

被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町は、迅速、かつ、強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア関係団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫活動 ・防疫用資機材の確保 ・防疫班の編成
	救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種 ・健康調査、健康相談 ・心のケア（精神保健相談） ・栄養調査、栄養相談 ・保健活動班の編成 ・食品衛生対策
	要配慮者対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナウイルス対策

第1 防疫

防疫の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第21節「第1 防疫」の定めに準ずる。

第2 保健対策

保健衛生対策は、風水害等災害対策編 第3章 第21節「第2 保健対策」の定めに準ずる。

第3 食品衛生対策

食品衛生対策は、風水害等災害対策編 第3章 第21節「第3 食品衛生対策」の定めに準ずる。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

大規模地震・津波による火災、建物倒壊、土砂災害などで死者、行方不明者が生じた場合、町は、防災関係機関との連携により、これらの搜索、処理を速やかに行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	救護班	・遺体等の搜索
	町民班	・遺体の処理、収容 ・遺体の火葬・埋葬
消防部	消防団	・遺体等の搜索

第1 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、風水害等災害対策編 第3章 第22節「第1 遺体等の搜索」の定めに準ずる。

第2 遺体の処理、収容

遺体の処理、収容は、風水害等災害対策編 第3章 第22節「第2 遺体の処理、収容」の定めに準ずる。

【資料 3-31】 遺体の一時保存所の設置予定場所

第3 遺体の火葬・埋葬

遺体の火葬・埋葬は、風水害等災害対策編 第3章 第22節「第3 遺体の火葬・埋葬」の定めに準ずる。

【資料 3-32】 火葬場、埋葬予定場所

第20節 災害廃棄物処理活動

大規模地震・津波災害時には、建物の倒壊、流失等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所などにおけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	衛生班	<ul style="list-style-type: none">・一般廃棄物処理発生量の見込み等の情報収集・廃棄物処理の指示・県への不足人員、不足車両、資機材に対する支援要請・し尿処理の指示・仮置場の確保

第1 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、風水害等災害対策編 第3章 第23節「第1 災害廃棄物の処理」の定めに基づき、次の対策を実施する。

- 1 海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

第2 処理体制

処理体制は、風水害等災害対策編 第3章 第23節「第2 処理体制」の定めに基づき、

第3 処理方法

処理方法は、風水害等災害対策編 第3章 第23節「第3 処理方法」の定めに基づき、

【資料 2-30】一般廃棄物処理施設の整備状況

【資料 2-31】廃棄物処理業者の清掃資機材保有状況

【資料 3-33】災害廃棄物衛生班の編成

第4 推進方策

環境保全対策の推進は、風水害等災害対策編 第3章 第23節「第4 環境保全対策の推進」の定めに基づき、

第5 海に流出した災害廃棄物の処理

町は、国や県、関係機関、応援協定団体等の協力の下、津波により海に流失した災害廃棄物の処理について、公物管理上、船舶の航行上及び漁業従事上の支障の除去の必要性等を考慮し、災害廃棄物の状況把握、地域や海域の実情に応じた措置、種類や性状に応じた適切な処理等、必要な措置を講じる。

なお、そのための体制の構築に当たり、塩分を含んだ災害廃棄物の取扱い、悪臭・害虫対策、PCBが含まれたトランス等の電気機器や農薬等の薬品が入ったもの等の有害な物質等の取扱いについて、十分に留意する。

第21節 社会秩序の維持活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。大規模な災害発生においては市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町は県や関係機関と連携して、被災者の生活再建へ向けて、物価監視等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	産業班	・生活必需品の物価監視

第1 生活必需品の物価監視

生活必需品の物価監視は、風水害等災害対策編 第3章 第24節「第1 生活必需品の物価監視」の定めに基づき実施する。

第2 塩釜警察署の活動

塩釜警察署の活動は、風水害等災害対策編 第3章 第24節「第2 塩釜警察署の活動」の定めに基づき実施する。

第22節 教育・保育活動

町及び教育委員会は、大規模地震・津波災害により教育施設が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら児童福祉施設、教育施設の応急復旧、児童生徒等の教育対策等必要な措置を講じる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
文教部	学校班	<ul style="list-style-type: none">・生徒等の避難指示及び誘導・学校等施設等の応急措置、対策・生徒等の心身の健康管理・学用品等の調達・給食施設・設備等の復旧・学校等教育施設の避難所の運営の協力
	社会教育施設班	<ul style="list-style-type: none">・社会教育施設・社会体育施設の応急措置、対策・文化財の応急措置
民生部	保育対策班	<ul style="list-style-type: none">・児童等の避難指示及び誘導・児童福祉施設の応急措置、対策・児童等の心身の健康管理・給食施設・設備等の復旧・児童福祉施設の運営の協力

第1 避難措置

教育活動における避難措置は、風水害等災害対策編 第3章 第25節「第1 避難措置」の定め
に準ずる。

第2 学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、風水害等災害対策編 第3章 第25節「第2 学校等施設等の応急
措置」の定め
に準ずる。

第3 教育の実施

教育の実施は、風水害等災害対策編 第3章 第25節「第3 教育の実施」の定め
に準ずる。

【資料 3-34】学校施設の状況

第4 心身の健康管理

教育活動における心身の健康管理は、風水害等災害対策編 第3章 第25節「第4 心身の健康
管理」の定め
に準ずる。

第5 学用品等の調達

学用品等の調達は、風水害等災害対策編 第3章 第25節 「第5 学用品等の調達」の定めに基づる。

第6 給食

給食は、風水害等災害対策編 第3章 第25節 「第6 給食」の定めに基づる。

第7 通学手段の確保

通学手段の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第25節 「第7 通学手段の確保」の定めに基づる。

第8 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置は、風水害等災害対策編 第3章 第25節 「第8 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置」の定めに基づる。

第9 災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、風水害等災害対策編 第3章 第25節 「第9 災害応急対策への生徒の協力」の定めに基づる。

第10 文化財の応急措置

文化財の応急措置は、風水害等災害対策編 第3章 第25節 「第10 文化財の応急措置」の定めに基づる。

【資料 3-35】 指定文化財一覧

第23節 防災資機材及び労働力の確保

大規模地震・津波災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・緊急使用のための防災資機材の調達
	総務班	・労働力の確保 ・労働力の配分

第1 緊急使用のための調達

緊急使用のための調達は、風水害等災害対策編 第3章 第26節「第1 緊急使用のための調達」の定めに準ずる。

第2 労働者の確保

労働者の確保は、風水害等災害対策編 第3章 第26節「第2 労働者の確保」の定めに準ずる。

第3 応援要請による技術者等の動員

応援要請による技術者等の動員は、風水害等災害対策編 第3章 第26節「第3 応援要請による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第4 従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、風水害等災害対策編 第3章 第26節「第4 従事命令等による応急措置の業務」の定めに準ずる。

第24節 公共土木施設等の応急対策

道路、鉄道等の交通基盤、漁港、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活や社会・経済活動はもとより、大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす。このため、これらの施設の管理者は、それぞれ応急対策を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

また、沿岸部では震災による地盤沈下が生じ、海水の流入による床上浸水の発生など生活環境が脅かされることもあり、早急な対応に努める。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	建設班	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設の応急対策 ・河川管理施設の応急対策 ・砂防・地すべり・治山施設の応急対策 ・公園施設の応急対策 ・被災宅地に関する応急危険度判定の要請、判定後の措置
	産業班	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港施設の応急対策の調整 ・農地、農林業用施設の応急対策 ・海岸保全施設の応急対策の調整
民生部	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設の応急対策
総務部	防災班	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の応急対策の調整

第1 交通対策

県公安委員会は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画し周知する。

道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。

町は、これら各種対策について、広報紙等を通じて、町民に周知する。

第2 道路施設

道路施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第1 道路施設」の定めに基づき、他に、次の対策を実施する。

1 緊急点検

道路管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

第3 海岸保全施設

海岸保全施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第2 海岸保全施設」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 緊急点検

海岸管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

第4 河川管理施設

河川管理施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第3 河川管理施設」の定めに準ずる。

1 緊急点検

水路の管理者は、津波の危険が無くなった後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

第5 砂防関係施設

砂防関係施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第4 砂防・地すべり・治山施設」の定めに準ずる。

第6 漁港施設

町（建設部産業班）は、津波の危険性が無くなった後に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

漁港の航路・泊地内には多くの瓦礫や漁具等が流され、船の航行に支障をきたすことから、支障物の有無を確認後、漁港毎に優先順位を付け、啓開作業を実施する。

第7 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)仙台支社）

鉄道施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章第27節「第7 鉄道施設（東日本旅客鉄道(株)仙台支社）」の定めに準ずる。

第8 農地、農業用施設

農地、農業用施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第5 農地、農林業用施設」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は、県と連携し、営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とする。

第9 公園施設

公園施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第6 公園施設」の定めに準ずる。

第10 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第7 廃棄物処理施設」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

第11 被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

被災宅地に関する応急危険度判定などの実施は、風水害等災害対策編 第3章 第27節「第8 被災宅地に関する応急危険度判定の実施」の定めに準ずる。

【資料 3-36】 判定実施体制

第25節 ライフライン施設等の応急復旧

大規模地震・津波災害により、上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、町民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、町及びライフライン事業者は、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

また、町は、情報収集で得た航空写真、画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用による情報提供に努める。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
上下水道部	応急対策班	・水道施設の応急対策 ・応急給水の実施 ・下水道の応急対策
総務部	総務班	・電力施設、液化石油ガス施設、都市ガス施設、電信・電話施設等ライフライン事業者の実施する応急対策における連絡調整

第1 水道施設（町）

町の水道施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第1 水道施設（町）」の定めに準ずる。

第2 公共下水道施設（町）

町の公共下水道施設の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第3 公共下水道施設（町）」の定めに準ずる。

第3 流域下水道施設（宮城県中南部下水道事務所）

流域下水道施設（宮城県中南部下水道事務所）の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第4 流域下水道施設（宮城県中南部下水道事務所）」の定めに準ずる。

第4 電力施設（東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センター）

電力施設（東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センター）の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第5 電力施設（東北電力ネットワーク株式会社塩釜電力センター）」の定めに準ずる。

第5 液化石油ガス施設（一般社団法人宮城県L Pガス協会）

液化石油ガス施設（一般社団法人宮城県L Pガス協会）の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第6 液化石油ガス施設（一般社団法人宮城県L Pガス協会）」の定めに準ずる。

【資料2-10】利府町内L P G貯蔵施設一覧

第6 都市ガス施設（仙台市ガス局、塩釜ガス株式会社）

都市ガス施設（仙台市ガス局、塩釜ガス株式会社）の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第7 都市ガス施設（仙台市ガス局、塩釜ガス株式会社）」の定めに準ずる。

第7 電信・電話施設（東日本電信電話（株）宮城事業部）

電信・電話施設（東日本電信電話（株）宮城事業部）の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第28節「第8 電信・電話施設（東日本電信電話（株）宮城事業部）」の定めに準ずる。

第26節 危険物施設等の安全確保

大規模地震・津波災害により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、町及び消防本部は施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町（総務部防災班）は、施設責任者、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	防災班	・ 消防機関、施設責任者と相互協力、被害軽減対策
	企画広報班	・ 事故、対応策の町民への広報
(消防本部)		・ 施設責任者に対する安全対策の指導 ・ 周辺住民の避難、広報等の措置
(施設責任者)		・ 危険物の流出、爆発等の防止のための緊急停止措置 ・ 危険物施設の状況確認 ・ 消火設備、保安電源等の応急点検 ・ 危険物施設の応急補修、危険物の除去等 ・ 初期消火、危険物の流出拡散防止措置 ・ 消防、警察等の防災関係機関への通報、状況の報告 ・ 従業員、周辺地域住民の避難、広報等の措置

第1 町民への広報

危険物等災害の町民への広報は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第3 「1 町民への広報」の定めに準ずる。

第2 危険物施設

危険物施設の安全確保対策は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第3 「2 危険物施設」の定めに準ずる。

第3 高圧ガス施設

高圧ガス施設の安全確保対策は、風水害等災害対策編 第3章 第34節 第3 「3 高圧ガス施設」の定めに準ずる。

【資料 2-10】利府町内LPG貯蔵施設一覧

【資料 2-35】危険物貯蔵取扱施設一覧

第27節 農林水産業の応急対策

大規模地震・津波災害により、農業生産基盤、林道、養殖施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
建設部	産業班	・農業用施設、林道、治山施設、海岸保全施設、農産物、家畜等の被害、水産物等の応急対策

第1 農業

農業の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第29節「第1 農業用施設」、「第4 農産物」、「第5 畜産」の定めに準ずる他、次の対策を実施する。

1 除塩・湛水対策

津波による浸水農地については、土壌中に残留した塩分による作物の生育障害が懸念されており、町は、県と連携し、営農再開に向けた除塩対策を講じる。

土壌中に残留する過剰な塩分は、十分な量の真水で流し出すことを基本とし、津波の浸水や地盤沈下により湛水状態となった農地については、移動ポンプ車の配備等により速やかに排水に努める。

2 応急技術対策

(1) 農作物

1) 水稲

ア 津波による浸水があったほ場では、海水の早期排水に努めるとともに、十分な真水が確保できる場合には、掛け流し等により塩分濃度の低下を図る。

イ 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

2) 畑作物

ア 散水による除塩を基本とするが、湛水が可能な場合は、十分な真水で過剰な土壌中の塩分を流し出す。

イ 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

3) 果樹

被害を受けた樹園地では、ヘドロ等の堆積物を除去、園地の除塩対策を行う。また、かん水用の真水の確保に努める。

4) 施設園芸

海水が流入して作物の根域が浸水した場合、草勢の回復は望めないため、ヘドロ等の堆積物を除去し、園地の除塩対策を優先して行い再生産を目指す。

ア 雨水の利用、海水淡水化装置、水道水の利用等により、かん水用の真水を確保する。

イ 漏電等を確認した上で、利用可能な資機材は防錆対策を行う。

ウ 除塩や用水確保が困難な場合は、養液栽培の導入も検討する。

エ 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。

(2) 畜産

1) 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

ア 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。

イ 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに、畜舎の改修等を順次進める。

2) 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

3) 酪農、ブロイラー、採卵鶏及び大規模肉用牛では、発電機の調達などにより、搾乳機械やバルククーラー、自動給餌機、空調及び地下水のポンプアップなどの電源を確保する。

4) 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

5) 指定生乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

6) 飼料運搬車及び集乳車の運行路を確保する。

3 沿岸市町の役割

(1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。

(2) 町は、病虫害防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第2 林業

林業施設等の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第29節「第2 林道、治山施設」の定めに準ずる。

第3 水産業

水産業の応急対策は、風水害等災害対策編 第3章 第29節「第6 水産物」の定めに準ずる。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講ずる。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	総務班	・二次災害防止活動(ライフライン事業者との連絡調整)
建設部	建設班	・二次災害防止活動(水害、土砂災害)
	産業班	・二次災害防止活動(高潮・高波・波浪) ・風評被害等の軽減対策
上下水道部	応急対策班	・二次災害防止活動(水道、下水道施設)
民生部	衛生班	・二次災害防止活動(有害物質等対策) ・二次災害防止活動(空き家対策)

第1 二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、風水害等災害対策編 第3章 第30節「第1 二次災害の防止活動」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 水害・土砂災害

(1) 二次災害防止施策の実施

津波浸食箇所の地震、降雨等による土砂崩れの発生、浸水箇所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、破堤箇所からの海水の浸水等の二次災害の防止に十分留意する。

(2) 点検の実施

町は、地震、降雨等による二次的な水害、津波浸食箇所に対する土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、伸縮計などの観測機器の設置や雨水侵入防止対策等の応急工事、適切な警戒体制の整備などの応急対策を行う。

また、町は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

2 高潮・高浪・波浪

町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事等の対策を行う。

3 地震・誘発地震

町又は事業者は、地震による建築物、構造物の倒壊等、また新たな津波の発生に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

4 海岸漂着危険物

町及び県の海岸管理者は、海岸に漂着した危険物について、第一報通報者への対応、現地確認の準備、現地の状況把握、専門家の要請、海岸利用者・地域住民の安全確保について、一連の対応をとり発見者及び周辺住民の安全を図る。

5 現場作業員への配慮

町及び県又は事業者は、災害の復旧作業に従事する作業員に対し、余震による津波の発生等緊急の情報を、ラジオ、携帯無線機、携帯電話、防災行政無線などの機器を用いることで伝え、作業員の避難安全を確保する。

第2 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、風水害等災害対策編 第3章 第30節「第2 風評被害等の軽減対策」の定めに基づき、以下のとおりとする。

第29節 応急公用負担等の実施

大規模地震・津波が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図る。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	総務班	・ 応急公用負担の事務

第1 応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、風水害等災害対策編 第3章 第31節「第1 応急公用負担等の権限」の定めに準ずる。

第2 公用令書の交付

公用令書の交付は、風水害等災害対策編 第3章 第31節「第2 公用令書の交付」の定めに準ずる。

第3 手続き

応急公用負担等の手続きは、風水害等災害対策編 第3章 第31節「第3 手続き」の定めに準ずる。

第4 損失補償及び損害補償等

損失補償及び損害補償等は、風水害等災害対策編 第3章 第31節「第4 損失補償及び損害補償等」の定めに準ずる。

第30節 ボランティア活動

大規模震災時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、町は、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、利府町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
民生部	支援班	・ボランティアの受付窓口の設置 ・災害ボランティアニーズの把握 ・関係団体との連携、協力
(利府町社会福祉協議会)		・ボランティアの受付窓口の設置 ・災害ボランティアニーズの把握 ・関係団体との連携、協力

第1 一般ボランティア

一般ボランティアは、風水害等災害対策編 第3章 第32節 「第1 一般ボランティア」の定めに準ずる。

第2 専門ボランティア

専門ボランティアは、風水害等災害対策編 第3章 第32節 「第2 専門ボランティア」の定めに準ずる。

第3 NPO/NGOとの連携

NPO/NGOとの連携は、風水害等災害対策編 第3章 第32節 「第3 NPO/NGOとの連携」の定めに準ずる。

第31節 海外からの支援の受入れ

大規模地震・津波災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、町は、国・県と十分連絡調整を図りながら対応する。

■実施機関及び担当業務

部	班	担当業務
総務部	企画広報班	・海外からの救援隊派遣や救援物資の受入れ

第1 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援活動の受入れは、風水害等災害対策編 第3章 第33節 「第1 海外からの救援活動の受入れ」の定めに準ずる。

第2 関係機関との協力体制

関係機関との協力体制は、風水害等災害対策編 第3章 第33節 「第2 関係機関との協力体制」の定めに準ずる。